

公的年金財政状況報告—平成 25 年度— 付属資料(案)

付属資料

目 次

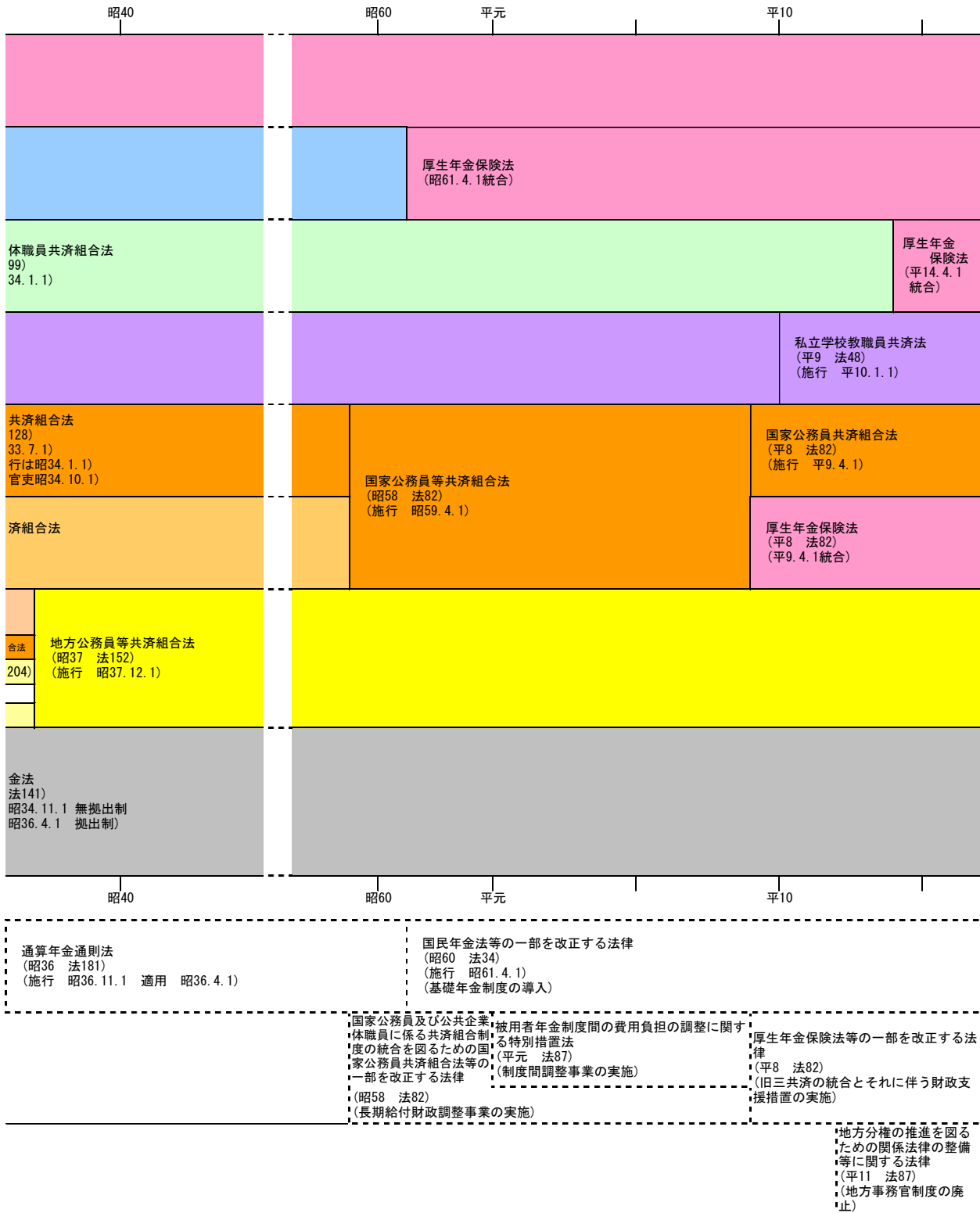
公的年金制度の沿革	193
長期時系列表	196
最近の経済等の状況	219
用語解説	220

公的年金制度の沿革

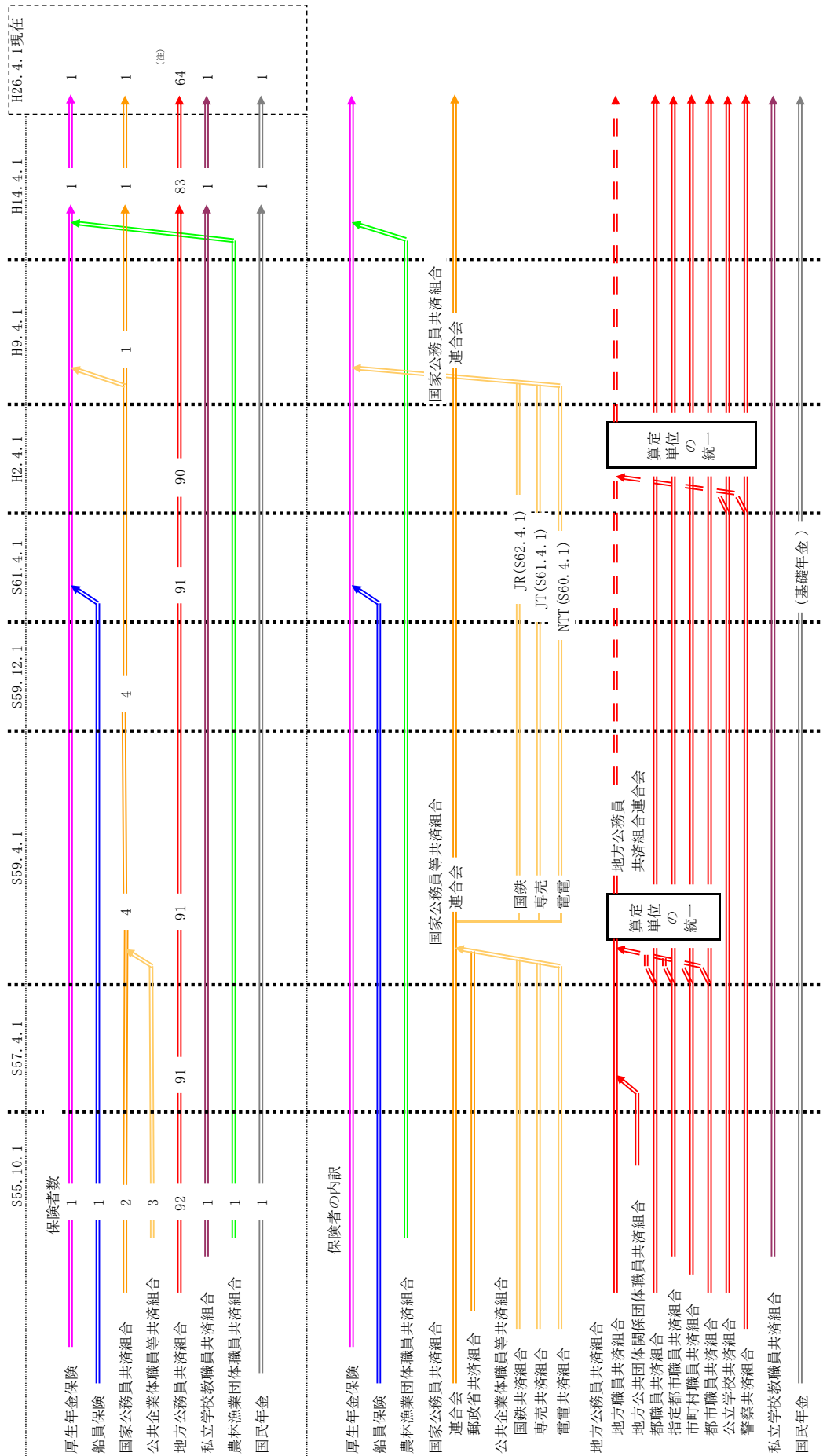
1. 公的年金各制度の成立過程

		昭20		昭30		
被 用 者	一般被用者	労働者年金 保 険 法 (昭16 法60) (施行 昭17. 6. 1)	旧厚生年金保険法 (昭19 法21) (施行 昭19. 10. 1)		厚生年金保険法 (昭29 法115) (施行 昭29. 5. 1)	
	船 員	船員保険法 (昭14 法73) (施行 昭15. 6. 1)				
	団 体 農 林 職 業 員	旧厚生年金保険法		厚生年金保険法 (昭29 法115)	農林漁業団 (昭33 法 昭)	
	私 立 学 校 教 職 員	旧厚生年金保険法 (教員任意包括)		私立学校教職員共済組合法 (昭28 法245) (施行 昭29. 1. 1)		
		(財)私立中等学校恩給財団 (大13. 7. 24発足)				私学 恩給 財団 昭28. 4. 1→
	国 家 公 務 員	官吏恩給法(明23 法43) 軍人恩給法(明23 法45)	恩給法 (大12 法48)			国家公務員 (昭33 法 昭) (年金の施 非現業の)
	公 共 企 業 体 職 員 等	帝国鉄道庁現業員共済組合二関スル件(明40 勅127) 専売局現業員共済組合二関スル件(明41 勅150) 印刷局現業員共済組合二関スル件(明42 勅220) 逓信部内職員共済組合二関スル件(明42 勅151) 海軍造船兵事業従業員ノ共済組合二関スル件(明45 勅180) 造幣局共済組合規則(大12 大蔵3) 等		旧国家公務員共済組合法 (昭23 法69) (施行 昭23. 7. 1)		公共企業体職員等共 (昭31 法134) (施行 昭31. 7. 1)
	地 方 公 務 員	官吏恩給法(明23 法43)	恩給法 (大12 法48)			旧国家公務員共済組合法
		退隠料条例 退職年金条例		旧国家公務員共済組合法		国家公務員共済組 法
				町村職員恩給組合恩給条例(昭18. 4. 1)	町村職員恩給組合法(昭27 法118)	
日 雇 労 働 者					国民年 (昭34 施行)	
自 営 業 者 等						
備 考						

付属資料◆公的年金制度の沿革



2. 保険者及び保険料算定単位



長期時系列表一 1

公的年金各制度の被保険者数の推移

年度末		厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	公的年金 制度全体	
(西暦)		千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	
昭和	4 0	1965	18,670	762	353	1,114	2,288	144	20,016	43,347
	4 5	1970	22,522	789	410	1,149	2,536	194	24,337	51,936
	5 0	1975	23,893	797	447	1,162	3,004	270	25,884	55,457
	5 1	1976	24,084	802	452	1,163	3,033	282	26,469	56,285
	5 2	1977	24,131	805	461	1,172	3,079	293	27,198	57,138
	5 3	1978	24,392	804	468	1,172	3,139	302	27,803	58,081
	5 4	1979	24,925	798	476	1,175	3,192	311	27,851	58,729
	5 5	1980	25,445	788	484	1,179	3,239	319	27,596	59,050
	5 6	1981	25,896	773	487	1,179	3,273	324	27,111	59,044
	5 7	1982	26,223	752	488	1,175	3,292	329	26,461	58,720
	5 8	1983	26,549	716	488	1,174	3,299	335	25,727	58,288
	5 9	1984	26,932	683	488	1,168	3,298	341	25,339	58,249
	6 0	1985	27,234	621	490	1,161	3,295	347	25,091	58,239
	6 1	1986	26,994	591	494	1,152	3,289	355	30,443	63,317
	6 2	1987	27,676	541	496	1,151	3,287	365	30,590	64,105
	6 3	1988	28,769	526	496	1,148	3,272	375	30,342	64,929
平成	元	1989	29,921	512	497	1,144	3,277	384	29,943	65,678
	2	1990	30,997	496	499	1,126	3,286	373	29,535	66,313
	3	1991	31,959	493	501	1,132	3,301	381	30,586	68,352
	4	1992	32,493	487	506	1,130	3,317	388	30,620	68,941
	5	1993	32,651	482	510	1,127	3,335	394	30,777	69,276
	6	1994	32,740	471	511	1,128	3,344	398	30,956	69,548
	7	1995	32,808	467	509	1,125	3,339	400	31,305	69,952
	8	1996	32,999	463	501	1,124	3,336	401	31,371	70,195
	9	1997	33,468	463	490	1,122	3,326	401	31,538	70,344
	1 0	1998	32,957	463	482	1,111	3,306	403	32,244	70,502
	1 1	1999	32,481	463	475	1,106	3,288	404	32,861	70,616
	1 2	2000	32,192	463	467	1,119	3,239	406	33,068	70,491
	1 3	2001	31,576	463	459	1,110	3,207	408	33,408	70,168
	1 4	2002	31,576	32,144	459	1,102	3,181	429	33,604	70,460
	1 5	2003	31,576	32,121	459	1,091	3,151	434	33,494	70,292
	1 6	2004	31,576	32,491	459	1,086	3,111	442	33,163	70,293
	1 7	2005	31,576	33,022	459	1,082	3,069	448	32,826	70,447
	1 8	2006	31,576	33,794	459	1,076	3,035	458	32,019	70,383
	1 9	2007	31,576	34,570	459	1,058	2,992	464	30,981	70,066
	2 0	2008	31,576	34,445	459	1,053	2,946	472	30,443	69,358
	2 1	2009	31,576	34,248	459	1,044	2,908	478	30,061	68,738
	2 2	2010	31,576	34,411	459	1,055	2,878	485	29,428	68,258
	2 3	2011	31,576	34,515	459	1,059	2,858	492	28,822	67,747
	2 4	2012	31,576	34,717	459	1,057	2,842	499	28,240	67,356
	2 5	2013	31,576	35,273	459	1,055	2,832	507	27,508	67,175

- (注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9年4月に厚生年金に統合された。
 2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された。
 3. 厚生年金は昭和60年度以前の船員保険に係る分を含む。
 4. 国民年金の被保険者数は、昭和60年度以前は旧法の適用者（任意適用を含む）数であり、昭和61年度以後は第1号、第3号、任意加入の合計である。

公的年金各制度の受給権者数の推移

(総数)

年度末		厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
		千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和	4 0 (西暦) 1965	602	191	6	73	101	3	70
	4 5 1970	1,235	241	24	155	275	8	177
	5 0 1975	2,449	300	54	257	469	18	3,119
	5 1 1976	2,894	312	62	277	523	23	3,877
	5 2 1977	3,391	327	70	298	573	28	4,505
	5 3 1978	3,881	345	78	323	622	32	5,124
	5 4 1979	4,334	366	87	347	679	37	5,691
	5 5 1980	4,773	388	95	372	737	42	6,256
	5 6 1981	5,255	415	106	398	802	47	6,778
	5 7 1982	5,745	444	116	422	874	53	7,304
	5 8 1983	6,256	477	128	449	944	58	7,831
	5 9 1984	6,797	505	140	476	1,016	63	8,316
	6 0 1985	7,384	565	152	511	1,092	69	8,837
	6 1 1986	8,003	581	163	542	1,153	76	9,956
	6 2 1987	8,642	610	172	573	1,213	84	10,357
	6 3 1988	9,279	611	183	605	1,284	90	10,692
平成	元 1989	9,919	620	194	636	1,351	97	11,042
	2 1990	10,519	629	205	663	1,415	116	11,362
	3 1991	11,092	630	216	685	1,480	124	12,028
	4 1992	11,803	632	227	707	1,542	132	12,759
	5 1993	12,535	632	238	726	1,600	140	13,559
	6 1994	13,273	635	251	746	1,654	148	14,312
	7 1995	14,448	638	266	778	1,747	173	15,152
	8 1996	15,239	636	278	794	1,793	185	16,010
	9 1997	16,813		290	810	1,848	193	16,987
	1 0 1998	17,679		303	823	1,898	203	17,871
	1 1 1999	18,571		315	835	1,942	213	18,795
	1 2 2000	19,529		331	862	1,984	224	19,737
	1 3 2001	20,559		348	883	2,049	235	20,669
	1 4 2002		21,980		906	2,109	246	21,653
	1 5 2003		23,148		933	2,174	258	22,544
	1 6 2004		24,233		962	2,240	271	23,431
	1 7 2005		25,110		984	2,289	281	24,393
	1 8 2006		26,155		1,009	2,345	293	25,420
	1 9 2007		27,502		1,046	2,436	309	26,387
	2 0 2008		29,072		1,094	2,543	329	27,433
	2 1 2009		30,581		1,139	2,645	348	28,286
	2 2 2010		31,982		1,178	2,742	370	28,857
	2 3 2011		33,034		1,210	2,830	389	29,649
	2 4 2012		34,053		1,243	2,915	409	30,853
	2 5 2013		34,555		1,245	2,919	421	31,964

- (注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9年4月に厚生年金に統合された。
 2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された。
 3. 厚生年金は昭和60年度以前の船員保険に係る分を含む。
 4. 国民年金の受給権者数は新法基礎年金と旧法国民年金とを合計したもので、被用者年金のみなし基礎年金に係る受給権者は含まれていない。なお、新法基礎年金には第1号被保険者期間がない者も含まれている。
 5. 旧三共済の受給権者数には船員給付及び公務災害給付が含まれている。このため、本文の図表2-3-1の値とは一致しない。

公的年金各制度の受給権者数の推移

(老齢・退年相当)

年度末		厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
		千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和	4 0 (西暦) 1965	203	133	3	54	82	2	—
	4 5 1970	534	170	18	120	228	4	—
	5 0 1975	1,056	212	38	201	373	6	2,731
	5 1 1976	1,262	220	43	216	414	7	3,395
	5 2 1977	1,468	232	47	232	449	8	3,920
	5 3 1978	1,676	246	51	250	484	9	4,426
	5 4 1979	1,874	263	56	269	526	10	4,912
	5 5 1980	2,063	281	60	287	568	10	5,324
	5 6 1981	2,279	305	66	307	616	11	5,671
	5 7 1982	2,508	330	72	325	671	13	5,994
	5 8 1983	2,787	359	79	345	722	14	6,305
	5 9 1984	3,047	383	85	365	776	15	6,570
	6 0 1985	3,342	437	92	391	830	17	6,846
	6 1 1986	3,651	448	97	414	872	19	7,052
	6 2 1987	3,938	467	100	436	916	20	7,246
	6 3 1988	4,222	469	105	459	959	22	7,410
平成	元 1989	4,507	472	109	481	1,004	24	7,577
	2 1990	4,760	477	112	498	1,045	29	7,726
	3 1991	4,993	473	116	511	1,087	31	8,330
	4 1992	5,293	470	120	524	1,127	33	9,039
	5 1993	5,598	465	123	534	1,164	36	9,822
	6 1994	5,921	462	128	543	1,197	38	10,568
	7 1995	6,592	459	133	565	1,266	49	11,400
	8 1996	6,933	453	136	570	1,290	54	12,276
	9 1997	7,822		140	576	1,322	57	13,276
	1 0 1998	8,217		144	579	1,349	60	14,186
	1 1 1999	8,580		147	580	1,372	64	15,090
	1 2 2000	9,014		151	592	1,394	68	16,061
	1 3 2001	9,486		157	601	1,434	72	17,030
	1 4 2002		10,145		610	1,471	77	18,053
	1 5 2003		10,690		620	1,511	81	18,985
	1 6 2004		11,167		629	1,552	86	19,915
	1 7 2005		11,523		633	1,578	89	20,929
	1 8 2006		11,984		639	1,610	94	22,007
	1 9 2007		12,596		653	1,673	99	23,031
	2 0 2008		13,236		668	1,746	105	24,111
	2 1 2009		13,854		682	1,818	111	25,015
	2 2 2010		14,413		691	1,882	116	25,642
	2 3 2011		14,840		698	1,939	120	26,504
	2 4 2012		15,233		705	1,991	125	27,782
	2 5 2013		15,230		694	1,978	126	28,968

- (注)
1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9年4月に厚生年金に統合された。
 2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された。
 3. 厚生年金は昭和60年度以前の船員保険に係る分を含む。
 4. 私学共済の老齢・退年相当受給権者数には恩財年金を含む。
 5. 国民年金の受給権者数は新法基礎年金と旧法国民年金とを合計したもので、被用者年金のみなし基礎年金に係る受給権者は含まれていない。なお、新法基礎年金には第1号被保険者期間がない者も含まれている。

公的年金各制度の給付費の推移

年度		厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 ^{注4}	基礎年金 ^{注4}	公的年金制度全体	
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
昭和	4 0	1965	376	275	18	140	250	8	15	・	1,106
	4 5	1970	1,545	685	60	452	968	26	151	・	3,960
	5 0	1975	9,537	2,319	266	1,999	4,100	101	4,566	・	23,228
	5 1	1976	13,651	3,010	368	2,593	5,512	135	7,110	・	32,832
	5 2	1977	18,449	3,622	455	3,152	6,793	167	9,440	・	42,659
	5 3	1978	22,705	4,229	530	3,726	8,028	195	11,463	・	51,575
	5 4	1979	26,557	4,805	627	4,252	9,251	209	13,426	・	59,928
	5 5	1980	32,515	5,452	721	4,831	10,648	233	15,763	・	71,143
	5 6	1981	39,221	6,337	864	5,559	12,463	283	18,417	・	84,329
	5 7	1982	44,886	7,257	1,011	6,272	14,427	335	20,691	・	96,231
	5 8	1983	50,103	8,133	1,149	6,848	16,057	385	22,481	・	106,667
	5 9	1984	55,281	8,831	1,280	7,552	17,938	441	24,245	・	117,276
	6 0	1985	62,274	9,722	1,464	8,504	20,164	509	26,500	・	131,104
平成	6 1	1986	76,209	9,801	1,575	8,816	20,466	604	29,137	4,521	151,128
	6 2	1987	82,360	11,167	1,838	10,330	23,680	677	27,369	6,620	164,041
	6 3	1988	87,683	11,358	1,984	11,028	25,151	736	29,286	7,779	175,006
	元	1989	96,284	11,602	2,188	11,950	27,120	823	30,713	9,401	190,082
	2	1990	105,031	11,851	2,365	12,778	28,988	1,007	31,728	10,891	204,638
	3	1991	113,230	12,101	2,568	13,530	30,987	1,126	32,650	13,549	219,740
	4	1992	121,460	12,378	2,773	14,226	33,000	1,223	32,763	19,548	237,372
	5	1993	129,055	12,500	2,927	14,740	34,486	1,309	32,343	25,968	253,329
6	1994	138,277	12,709	3,131	15,297	36,170	1,418	32,183	33,351	272,536	
7	1995	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	32,193	41,695	296,435	
8	1996	156,890	12,932	3,467	16,117	38,805	1,618	31,042	49,455	310,326	
9	1997	172,895		3,567	16,240	39,376	1,694	29,783	57,690	321,245	
1 0	1998	182,824		3,707	16,517	40,523	1,794	28,933	67,114	341,411	
1 1	1999	187,364		3,774	16,608	41,177	1,864	27,781	76,146	354,715	
1 2	2000	191,544		3,854	16,800	41,430	1,942	26,454	84,774	366,798	
1 3	2001	196,228		3,916	16,867	42,005	2,023	25,133	93,633	379,805	
1 4	2002		203,466		16,852	42,298	2,112	23,819	102,494	391,711	
1 5	2003		208,140		16,849	42,618	2,185	22,293	110,735	402,821	
1 6	2004		216,301		16,779	42,783	2,252	20,888	118,118	417,121	
1 7	2005		220,794		16,693	42,915	2,310	19,527	126,386	428,625	
1 8	2006		223,491		16,686	43,149	2,375	18,149	134,909	438,759	
1 9	2007		224,059		16,734	43,503	2,441	16,862	144,618	448,217	
2 0	2008		226,870		16,736	43,917	2,508	15,779	154,458	460,269	
2 1	2009		238,467		16,775	44,694	2,579	14,773	164,269	481,557	
2 2	2010		240,092		16,817	45,433	2,671	13,386	169,696	488,095	
2 3	2011		237,342		16,665	45,710	2,718	11,884	174,356	488,675	
2 4	2012		238,627		16,635	46,256	2,798	10,590	183,036	497,941	
2 5	2013		237,814		16,216	45,574	2,867	9,410	192,703	504,583	

- (注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。
 2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された。
 3. 昭和60年度以前の船員保険の年金給付費は厚生年金には含まず、公的年金制度全体に含んでいる。
 4. 国民年金には、昭和60年改正前の旧法国民年金の給付及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の給付に要する費用を、基礎年金には、新法国民年金の基礎年金の給付に要する費用を、それぞれ計上している。
 5. 平成14年度の公的年金制度全体には旧農林共済分を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

公的年金各制度の積立金の推移

年度末	厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
昭和 4 0	1965						
4 5	1970						
5 0	1975						
5 1	1976						
5 2	1977						
5 3	1978						
5 4	1979						
5 5	1980						
5 6	1981						
5 7	1982						
5 8	1983						
5 9	1984						
6 0	1985						
6 1	1986						
6 2	1987						
6 3	1988						
平成 元	1989						
2	1990						
3	1991						
4	1992						
5	1993						
6	1994						
7	1995						
8	1996						
9	1997						
1 0	1998						
1 1	1999						
1 2	2000						
1 3	2001						
1 4	2002						
1 5	2003						
1 6	2004						
1 7	2005						
1 8	2006						
1 9	2007						
2 0	2008						
2 1	2009						
2 2	2010						
2 3	2011						
2 4	2012						
2 5	2013						

(注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。
 2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された。
 3. 厚生年金の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 4. < >内は、簿価ベースである。
 5. 厚生年金・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 6. 国民年金の積立金は、旧国民年金勘定の積立金である。なお、基礎年金勘定には、平成25年度末で29,793億円の積立金がある。

公的年金各制度の保険料（率）の推移

年度	厚生年金 (一般男子)	国共済 (一般組合員)	旧三共済			地共済 (一般組合員)	私学共済	旧農林年金	国民年金
			日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業				
昭和29	(西暦) 1954	% 30 (29.5)	%	%	%	%	%	%	%
30	1955	↓	↓	↓	↓	↓	62 (1) 70 (4) 62 (30.4)	↓	↓
31	1956	↓	↓	71.6 (31.7)	68.6 (31.7)	68.4 (31.7)	↓	↓	↓
32	1957	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
33	1958	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
34	1959	↓	70.4 (34.10)	↓	↓	↓	↓	78 (34.1)	↓
35	1960	35 (35.5)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	(35歳未満)(35歳以上)
36	1961	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	100 150 (36.4)
37	1962	↓	↓	↓	↓	70.4 (37.12)	68 (37.1)	↓	↓
38	1963	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
39	1964	↓	↓	67.4 (39.10)	65.4 (39.10)	65.2 (39.10)	67.2 (39.10)	96 (39.10)	↓
40	1965	55 (40.5)	↓	↓	↓	↓	74 (40.7)	↓	↓
41	1966	↓	↓	79.2 (41.4)	75.2 (41.4)	75.8 (41.4)	↓	↓	↓
42	1967	↓	↓	↓	↓	↓	72 (42.12)	↓	200 250 (42.1)
43	1968	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
44	1969	62 (44.11)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	250 300 (44.1)
45	1970	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	450 (45.7)
46	1971	64 (46.11)	↓	82.4 (46.4)	↓	↓	↓	↓	↓
47	1972	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	550 (47.7)
48	1973	76 (48.11)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
49	1974	↓	74.4 (49.10)	↓	↓	↓	↓	↓	900 (49.1)
50	1975	↓	↓	↓	↓	75.2 (50.1)	80 (50.8)	↓	1,100 (50.1)
51	1976	91 (51.8)	↓	89.2 (51.4)	78.4 (51.4)	79.0 (51.4)	↓	98 (51.4)	1,400 (51.4)
52	1977	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	2,200 (52.4)
53	1978	↓	↓	103.2 (53.4)	↓	↓	90 (53.6)	↓	2,730 (53.4)
54	1979	↓	82.4 (54.10)	↓	↓	↓	96 (54.4)	↓	3,300 (54.4)
55	1980	106 (55.10)	↓	102.4 (55.1)	77.6 (55.1)	78.2 (55.1)	83.2 (55.1)	102 (55.7)	3,770 (55.4)
56	1981	↓	↓	120 (56.4)	84.2 (56.4)	94.4 (56.4)	↓	↓	4,500 (56.4)
57	1982	↓	↓	123.2 (57.4)	↓	↓	↓	↓	5,220 (57.4)
58	1983	↓	↓	145.8 (58.10)	↓	↓	↓	↓	5,830 (58.4)
59	1984	↓	114 (59.12)	169.9 (59.10)	107.8 (59.10)	132.7 (59.10)	110.4 (59.12)	↓	6,220 (59.4)
60	1985	124 (60.10)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	6,740 (60.4)
61	1986	↓	↓	↓	↓	↓	↓	134 (61.4)	7,100 (61.4)
62	1987	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	7,400 (62.4)
63	1988	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	7,700 (63.4)
平成元	1989	↓	152 (元.10)	↓	140.2 (元.10)	170.7 (元.10)	140.8 (元.12)	↓	8,000 (元.4)
2	1990	143 (2.1)	↓	188.9 (2.4)	↓	↓	↓	118 (2.4)	8,400 (2.4)
3	1991	145 (3.1)	↓	190.9 (3.1)	↓	↓	↓	↓	9,000 (3.4)
4	1992	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	9,700 (4.4)
5	1993	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	10,500 (5.4)
6	1994	165 (6.11)	174.4 (6.12)	↓	162.6 (6.12)	190.7 (6.12)	158.4 (6.12)	↓	11,100 (6.4)
7	1995	↓	↓	195.9 (7.4)	↓	↓	↓	128 (7.4)	11,700 (7.4)
8	1996	173.5 (8.10)	183.9 (8.10)	200.9 (8.10)	172.1 (8.10)	199.2 (8.10)	165.6 (8.12)	↓	12,300 (8.4)
9	1997	↓	↓	↓	173.5 (9.4)	↓	↓	133 (9.4)	12,800 (9.4)
10	1998	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	13,300 (10.4)
11	1999	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
12	2000	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
13	2001	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
14	2002	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
15	2003	135.8 (15.4)	143.8 (15.4)	156.9 (15.4)	135.8 (15.4)	155.5 (15.4)	129.6 (15.4)	104.6 (15.4)	152.2 (15.4)
16	2004	139.34 (16.10)	145.09 (16.10)	↓	139.34 (16.10)	↓	133.84 (16.10)	↓	147.04 (16.10)
17	2005	142.88 (17.9)	146.38 (17.9)	↓	142.88 (17.9)	↓	137.38 (17.9)	108.14 (17.4)	150.58 (17.9)
18	2006	146.42 (18.9)	147.67 (18.9)	↓	146.42 (18.9)	↓	140.92 (18.9)	111.68 (18.4)	154.12 (18.9)
19	2007	149.96 (19.9)	148.96 (19.9)	↓	149.96 (19.9)	↓	144.46 (19.9)	115.22 (19.4)	157.66 (19.9)
20	2008	153.50 (20.9)	150.25 (20.9)	↓	153.50 (20.9)	↓	148.00 (20.9)	118.76 (20.4)	161.20 (20.9)
21	2009	157.04 (21.9)	151.54 (21.9)	157.04 (21.9)	157.04 (21.9)	157.04 (21.9)	151.54 (21.9)	122.30 (21.4)	157.04 (21.9)
22	2010	160.58 (22.9)	155.08 (22.9)	160.58 (22.9)	160.58 (22.9)	160.58 (22.9)	155.08 (22.9)	125.84 (22.4)	160.58 (22.9)
23	2011	164.12 (23.9)	158.62 (23.9)	164.12 (23.9)	164.12 (23.9)	164.12 (23.9)	158.62 (23.9)	129.38 (23.4)	164.12 (23.9)
24	2012	167.66 (24.9)	162.16 (24.9)	167.66 (24.9)	167.66 (24.9)	167.66 (24.9)	162.16 (24.9)	132.92 (24.4)	167.66 (24.9)
25	2013	171.20 (25.9)	165.70 (25.9)	171.20 (25.9)	171.20 (25.9)	171.20 (25.9)	165.70 (25.9)	136.46 (25.4)	171.20 (25.9)

(注) 1. ()内は改定年月である。
 2. 被用者年金各制度の平成14年度までの保険料率は標準報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍とした。
 平成15年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍とした。
 3. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金保険に統合された。
 4. 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金保険に統合された。
 5. 厚生年金の被保険者のうち坑内員及び船員の保険料率は平成25年9月時点で174.40%である。

公的年金各制度の運用利回りの推移

年度末	厚生年金	旧三共済			旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業						
昭和 4 0	1965	<6.37>	<6.38>	<6.79>	<6.69>	<7.47>	<6.38>	<6.65>	<7.16>	<6.20>
4 5	1970	<6.46>	<6.61>	<6.78>	<6.80>	<7.30>	<6.56>	<6.51>	<7.18>	<6.27>
5 0	1975	<6.93>	<7.27>	<7.04>	<6.91>	<8.01>	<6.92>	<6.62>	<7.57>	<6.44>
5 1	1976	<7.03>	<7.06>	<6.97>	<6.67>	<7.97>	<6.70>	<6.57>	<7.59>	<6.25>
5 2	1977	<7.13>	<7.12>	<7.13>	<6.91>	<7.81>	<6.75>	<6.52>	<7.45>	<6.19>
5 3	1978	<7.00>	<6.72>	<6.93>	<6.67>	<7.55>	<6.42>	<6.28>	<7.13>	<6.94>
5 4	1979	<6.88>	<6.81>	<6.81>	<6.78>	<7.45>	<6.44>	<6.32>	<7.08>	<5.84>
5 5	1980	<7.06>	<7.04>	<7.10>	<7.24>	<7.70>	<6.94>	<6.75>	<7.49>	<6.22>
5 6	1981	<7.03>	<6.80>	<6.46>	<7.09>	<7.76>	<6.81>	<6.68>	<7.54>	<6.93>
5 7	1982	<7.22>	<6.72>	<7.07>	<6.87>	<7.65>	<6.85>	<6.74>	<7.48>	<6.73>
5 8	1983	<7.20>	<6.78>	<7.67>	<6.85>	<7.78>	<6.91>	<6.77>	<7.49>	<6.64>
5 9	1984	<7.17>	<6.50>	<7.31>	<6.68>	<7.69>	<6.86>	<6.73>	<7.36>	<6.68>
6 0	1985	<7.16>	<7.13>	<7.19>	<7.20>	<7.62>	<6.87>	<6.70>	<7.28>	<7.06>
6 1	1986	<7.11>	<6.32>	<7.31>	<6.01>	<7.43>	<6.68>	<6.49>	<6.98>	<5.73>
6 2	1987	<6.77>	<5.76>	<6.69>	<8.06>	<7.13>	<6.49>	<6.13>	<6.74>	<5.72>
6 3	1988	<6.29>	<5.89>	<6.53>	<7.04>	<6.89>	<6.42>	<5.93>	<6.47>	<5.53>
平成 元	1989	<5.94>	<5.91>	<6.79>	<5.89>	<6.63>	<6.49>	<6.02>	<6.59>	<5.04>
2	1990	<5.90>	<6.28>	<6.24>	<7.38>	<6.39>	<6.46>	<6.30>	<6.40>	<5.20>
3	1991	<5.97>	<5.57>	<6.03>	<6.32>	<6.24>	<6.10>	<5.99>	<6.10>	<5.29>
4	1992	<5.82>	<5.13>	<5.59>	<5.70>	<5.82>	<5.89>	<5.57>	<5.69>	<5.53>
5	1993	<5.52>	<4.26>	<5.56>	<4.81>	<5.62>	<5.56>	<5.11>	<5.41>	<5.22>
6	1994	<5.34>	<3.69>	<5.36>	<4.14>	<5.03>	<5.19>	<4.51>	<4.82>	<5.11>
7	1995	<5.24>	<2.75>	<5.12>	<3.89>	<4.92>	<4.97>	<4.20>	<4.60>	<4.90>
8	1996	<4.99>	<6.97>	<7.24>	<3.48>	<4.23>	<4.82>	<3.74>	<4.03>	<4.56>
9	1997	<4.66>	・	・	・	<4.08>	<4.32>	<3.57>	<3.86>	<4.26>
1 0	1998	<4.15>	・	・	・	<3.69>	<3.44>	3.17	<3.24>	<3.66>
1 1	1999	<3.62>	・	・	・	<3.45>	<3.27>	3.80	<3.57>	<3.58>
1 2	2000	<3.22>	・	・	・	<3.55>	<3.01>	2.03	<2.61>	<2.98>
1 3	2001	1.99	・	・	・	<2.54>	<2.42>	1.56	<2.05>	<2.60>
1 4	2002	0.21	・	・	・	・	<2.45>	2.05	<1.77>	<2.20>
1 5	2003	4.91	・	・	・	・	<2.68>	3.84	<1.81>	4.83
1 6	2004	2.73	・	・	・	・	<2.35>	2.65	<1.98>	3.23
1 7	2005	6.82	・	・	・	・	<2.43>	5.36	<3.59>	8.44
1 8	2006	3.10	・	・	・	・	<3.02>	2.79	<4.02>	3.36
1 9	2007	△3.54	・	・	・	・	<3.18>	△0.53	<3.02>	△3.42
2 0	2008	△6.83	・	・	・	・	<1.20>	△3.89	<0.85>	△6.79
2 1	2009	7.54	・	・	・	・	<1.50>	5.52	<1.05>	6.73
2 2	2010	△0.26	・	・	・	・	<1.76>	1.21	<1.06>	△0.04
2 3	2011	2.17	・	・	・	・	<1.63>	2.06	<0.83>	2.24
2 4	2012	9.57	・	・	・	・	<1.96>	5.10	<0.79>	8.90
2 5	2013	8.22	・	・	・	・	<2.41>	4.61	<3.42>	7.28

(注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。
 2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された。
 3. < >内は、簿価ベースである。
 4. 厚生年金・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への扱分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 5. 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用利回りは、時価ベースの運用収入（参考値）を基にした修正総合利回りを計上している。

長期時系列表一 2

年度	保険料			国庫負担	利息及び配当金	基礎年金 交付金	退去済 連合会等 拠出金収入	積立金 増当額 納付金	収入				支出					取 支 残	年度末積立金
	(億円)	(百万円)	(億円)						積立金 より 入 金	解 散 金 収入	拠 出 金 収入	雑 収 入	合 計	給 付 費	基 礎 金 拠 出 金	勘 定 外 出 金	合 計		
昭和 45	1970	747,945	27,812	167,168	(866,194)	(4,420,194)
50	1975	2,201,975	158,883	<246,612>	<750,987>	.	.	.	25,115	<3,136,960>	.	.	953,739	.	35,106	988,845	<2,148,115>	<12,986,885>	
51	1976	2,857,255	233,032	<323,335>	<923,335>	.	.	43,198	27,068	<4,010,829>	.	.	1,365,114	.	43,198	1,408,310	<2,632,490>	<14,915,679>	
52	1977	3,458,246	338,261	<1,134,503>	<1,134,503>	.	.	31,422	31,422	<4,956,433>	.	.	1,844,897	.	50,187	1,895,084	<3,064,349>	<17,973,979>	
53	1978	3,717,376	398,723	<1,321,542>	<1,321,542>	.	.	38,268	38,268	<5,476,151>	.	.	2,270,519	.	68,220	2,338,739	<3,137,413>	<21,108,090>	
54	1979	3,988,065	442,656	<1,511,268>	<1,511,268>	.	.	40,084	40,084	<6,000,074>	.	.	2,655,665	.	79,542	2,735,206	<3,246,807>	<24,351,864>	
55	1980	4,700,238	546,602	<1,784,024>	<1,784,024>	.	.	38,584	38,584	<7,070,548>	.	.	3,251,460	.	185,171	3,436,631	<3,633,917>	<27,983,766>	
56	1981	5,627,521	648,325	<2,106,510>	<2,106,510>	.	.	40,268	40,268	<8,424,690>	.	.	3,922,132	.	204,876	4,127,008	<4,297,688>	<32,279,619>	
57	1982	5,998,768	546,854	<2,399,665>	<2,399,665>	.	.	44,557	44,557	<9,899,784>	.	.	4,488,567	.	216,495	4,705,062	<4,284,722>	<36,562,874>	
58	1983	6,290,860	595,170	<2,692,425>	<2,692,425>	.	.	38,260	38,260	<9,616,473>	.	.	5,010,317	.	226,189	5,236,507	<4,379,936>	<40,941,635>	
59	1984	6,576,371	726,694	<2,992,147>	<2,992,147>	.	.	38,791	38,791	<10,334,007>	.	.	5,828,113	.	261,418	6,089,531	<4,544,476>	<45,484,260>	
60	1985	7,505,307	913,628	<3,329,432>	<3,329,432>	.	.	46,223	46,223	<11,794,603>	.	.	6,227,415	.	263,767	6,491,182	<5,303,421>	<50,782,832>	
61	1986	8,601,773	1,587,985	<3,641,042>	<3,641,042>	.	.	61,649	61,649	<15,358,765>	.	.	7,626,876	.	277,231	7,904,107	<6,427,585>	<55,281,313>	
62	1987	8,914,246	1,643,572	<3,787,679>	<3,787,679>	.	.	66,929	66,929	<16,549,737>	.	.	8,236,025	.	259,706	8,495,731	<7,289,856>	<63,921,159>	
63	1988	9,450,463	2,961,901	<3,826,824>	<3,826,824>	.	.	23,855	23,855	<18,209,099>	.	.	8,768,319	.	195,535	8,963,854	<6,448,356>	<70,882,015>	
平成 元	1989	10,490,963	1,694,259	<3,915,945>	<3,915,945>	.	.	1,819,436	23,065	<17,944,129>	.	.	9,628,350	.	147,335	9,775,685	<7,667,671>	<78,549,714>	
2	1990	13,050,692	2,144,172	<4,215,827>	<4,215,827>	.	.	2,212,160	24,296	<20,058,923>	.	.	10,503,093	.	4,264,094	14,767,187	<10,503,093>	<88,062,787>	
3	1991	14,214,107	2,373,857	<4,665,221>	<4,665,221>	.	.	2,292,094	24,710	<22,513,864>	.	.	11,322,974	.	4,810,110	16,133,084	<12,863,790>	<100,926,577>	
4	1992	14,955,011	2,605,962	<4,955,417>	<4,955,417>	.	.	2,500,993	25,761	<24,819,907>	.	.	12,146,047	.	5,510,192	17,656,239	<14,663,666>	<115,490,213>	
5	1993	15,347,647	2,897,665	<5,077,151>	<5,077,151>	.	.	2,679,277	27,785	<27,387,528>	.	.	12,905,548	.	6,021,073	18,926,621	<16,031,897>	<131,422,110>	
6	1994	16,339,865	3,685,619	<5,262,117>	<5,262,117>	.	.	2,500,286	27,593	<34,726,567>	.	.	13,827,699	.	6,317,128	20,144,827	<19,810,000>	<151,232,110>	
7	1995	18,639,292	2,829,544	<5,526,757>	<5,526,757>	.	.	2,568,888	28,363	<38,070,844>	.	.	15,041,292	.	7,015,633	22,056,925	<21,235,211>	<172,067,321>	
8	1996	19,370,063	2,516,901	<5,606,092>	<5,606,092>	.	.	2,549,117	27,785	<39,314,654>	.	.	15,688,026	.	7,411,965	23,099,991	<21,572,739>	<193,580,010>	
9	1997	20,683,173	2,711,454	<5,563,690>	<5,563,690>	.	.	2,549,336	531,091	<41,028,894>	.	.	17,288,477	.	7,717,993	24,006,470	<23,291,281>	<216,291,291>	
10	1998	20,615,075	2,830,224	<5,216,408>	<5,216,408>	.	.	2,495,195	27,855	<42,105,361>	.	.	18,393,367	.	8,314,137	26,707,504	<23,893,147>	<240,104,438>	
11	1999	20,209,851	3,685,619	<4,279,206>	<4,279,206>	.	.	2,308,640	27,519	<41,876,288>	.	.	18,736,443	.	8,823,669	27,560,112	<23,066,523>	<263,070,961>	
12	2000	20,051,217	3,720,886	<4,306,657>	<4,306,657>	.	.	1,957,355	28,680	<39,698,925>	.	.	19,154,366	.	9,127,540	28,281,906	<28,281,906>	<291,292,868>	
13	2001	19,935,387	3,816,383	<3,860,739>	<3,860,739>	.	.	1,556,579	26,682	<39,788,557>	.	.	19,622,798	.	9,304,796	28,927,594	<28,927,594>	<319,570,462>	
14	2002	20,203,865	4,003,622	<3,107,091>	<3,107,091>	.	.	1,424,025	25,806	<39,888,445>	.	.	20,346,570	.	9,896,099	30,242,669	<30,242,669>	<349,571,154>	
15	2003	19,242,534	4,104,519	<2,298,443>	<2,298,443>	.	.	1,392,064	25,895	<31,102,189>	.	.	20,814,005	.	10,298,564	31,112,569	<29,814,035>	<379,385,789>	
16	2004	19,453,700	4,279,206	<1,612,515>	<1,612,515>	.	.	1,606,021	20,751	<32,847,702>	.	.	21,636,135	.	10,787,387	32,423,522	<32,423,522>	<411,609,313>	
17	2005	20,058,024	4,539,450	<1,829,809>	<1,829,809>	.	.	1,947,361	20,333	<38,575,907>	.	.	22,078,444	.	11,283,096	33,361,540	<33,361,540>	<445,140,853>	
18	2006	20,983,461	4,828,547	<2,570,759>	<2,570,759>	.	.	1,998,917	450,031	<35,499,647>	.	.	22,348,101	.	12,018,101	34,556,202	<34,556,202>	<479,627,064>	
19	2007	21,969,062	5,165,882	<1,658,217>	<1,658,217>	.	.	1,888,214	575,272	<36,082,994>	.	.	22,468,855	.	11,612,135	34,080,990	<34,080,990>	<514,587,954>	
20	2008	22,690,521	5,432,309	<1,768,240>	<1,768,240>	.	.	1,879,726	687,298	<36,421,702>	.	.	22,887,018	.	10,457,361	33,344,379	<33,344,379>	<549,832,263>	
21	2009	22,240,313	7,798,304	<5,947>	<5,947>	.	.	1,998,343	1,796,284	<38,007,937>	.	.	23,846,744	.	14,817,637	38,664,381	<38,664,381>	<608,640,643>	
22	2010	22,725,243	8,432,554	<2,511,948>	<2,511,948>	.	.	1,882,550	499,698	<40,405,594>	.	.	24,098,239	.	15,988,026	39,086,265	<39,086,265>	<657,523,191>	
23	2011	23,469,880	8,499,225	<1,000,272>	<1,000,272>	.	.	1,963,866	388,650	<40,375,085>	.	.	23,734,167	.	15,900,193	39,635,360	<39,635,360>	<727,013,576>	
24	2012	24,154,039	8,058,302	<596,653>	<596,653>	.	.	1,750,680	319,160,024	<49,034,245>	.	.	24,800,625	.	49,034,245	74,834,870	<74,834,870>	<801,848,446>	
25	2013	25,047,243	8,305,804	<1,939,616>	<1,939,616>	.	.	1,100,467	271,221	<39,244,761>	.	.	23,781,361	.	107,276	39,351,637	<39,351,637>	<841,190,184>	

(注) 1. 昭和40年4月に船員保険の年金部門が厚生年金に統合された。
 2. 平成4年4月に国三共済が厚生年金に統合された。
 3. 平成14年4月に農林年金が厚生年金に統合された。
 4. 昭和60年度の年度末積立金は、旧国庫特別会計から承継した積立金50億円を含む。
 5. 昭和60年度以前は、厚生保険特別会計の年度末積立金は、厚生労働省の決算部から厚生労働省特別会計の積立金とされた。61年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。62年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。63年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。64年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。65年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。66年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。67年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。68年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。69年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。70年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。71年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。72年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。73年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。74年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。75年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。76年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。77年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。78年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。79年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。80年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。81年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。82年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。83年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。84年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。85年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。86年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。87年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。88年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。89年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。90年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。91年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。92年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。93年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。94年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。95年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。96年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。97年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。98年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。99年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。100年度からは、厚生労働省特別会計の積立金とされた。
 6. 平成7年度以前は、厚生年金基金が厚生年金に統合された。
 7. 平成7年度以前は、厚生年金基金が厚生年金に統合された。
 8. 平成7年度以前は、厚生年金基金が厚生年金に統合された。
 9. 平成7年度以前は、厚生年金基金が厚生年金に統合された。
 10. 平成7年度以前は、厚生年金基金が厚生年金に統合された。
 11. 平成7年度以前は、厚生年金基金が厚生年金に統合された。
 12. <>内は、簿面ユーロスである。

2. 船員保険

年度	収 入					支 出			収支残	年度末 積立金
	保険料	国庫負担	利息及び 配当金	その他収入	合計	給付費	その他支出	合計		
	(西暦)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和 45	1970	18,951	1,373	5,931	0	26,255	7,232	28	7,260	21,978
46	1971	22,974	1,498	7,467	0	31,938	8,173	26	8,199	28,305
47	1972	26,860	1,829	9,127	0	37,816	9,736	29	9,765	31,633
48	1973	32,060	2,565	11,273	0	45,898	13,375	31	13,406	36,825
49	1974	44,197	5,421	13,762	144	63,525	25,568	271	25,839	38,696
50	1975	48,148	7,125	16,534	237	72,044	33,935	517	34,452	33,111
51	1976	59,195	9,163	19,079	458	87,896	45,332	138	45,470	36,168
52	1977	68,183	12,613	21,719	347	102,862	58,017	340	58,356	38,867
53	1978	69,262	15,301	23,823	758	109,144	70,023	162	70,185	27,050
54	1979	69,623	18,830	24,480	420	113,353	80,029	1,271	81,299	20,768
55	1980	76,831	22,286	26,224	1,506	126,847	97,999	3,023	101,023	15,182
56	1981	87,346	26,795	27,869	2,096	144,106	118,503	3,193	121,696	17,966
57	1982	89,484	27,324	28,198	365	145,370	135,213	1,233	136,446	11,119
58	1983	88,977	32,989	28,164	…	…	151,032	…	…	…
59	1984	88,307	40,974	27,183	…	…	171,041	…	…	…
60	1985	89,108	3,014	25,521	…	…	196,725	…	…	…

- (注) 1. 収入・支出の両方に災害補償相当分を含む。
 2. 収支残及び年度末積立金は船員保険特別会計としての額である。
 3. 船員保険の年金部門は昭和61年4月に厚生年金に統合された。
 4. 簿価ベースの数値である。

3. 国家公務員共済組合
(1) 国家公務員共済組合連合会

年度	収入		支出										収支残	年度末 積立金				
	拠出保険料収入等 掛金 (本人負担)	負担金	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	財政調整 拠出金収入	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	年金保険者 拠出金	制度間調整 拠出金			長期財政 調整拠出金	財政調整 拠出金	その他 支出	合計
(昭和)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和 45	1970	26,991	24,735	.	.	.	3,754	106,936	97,437	19	97,437	78,933	186,366
50	1975	66,747	150,459	61,279	.	.	7,394	285,879	129,212	128	129,340	156,540	1,101,314
51	1976	74,084	183,912	72,468	.	.	7,274	337,738	167,370	247	167,617	170,122	1,271,532
52	1977	81,005	220,268	84,332	.	.	8,219	393,824	204,908	166	205,074	188,751	1,460,422
53	1978	85,362	248,644	94,389	.	.	7,252	435,647	245,534	519	246,052	189,595	1,650,282
54	1979	94,678	285,030	108,105	.	.	7,454	495,247	283,382	1,004	284,387	210,880	1,861,267
55	1980	105,607	312,826	130,214	.	.	8,969	557,616	325,279	856	326,134	231,481	2,092,909
56	1981	112,007	338,344	143,129	.	.	8,883	602,362	376,787	475	377,282	225,100	2,318,209
57	1982	113,854	356,313	158,908	.	.	10,019	639,094	426,831	462	427,293	211,802	2,530,257
58	1983	117,107	379,637	174,559	.	.	10,308	681,611	468,357	313	468,670	212,941	2,743,451
59	1984	184,195	476,733	188,980	.	.	10,895	860,803	525,646	89,116	614,762	246,041	2,989,804
60	1985	248,108	567,912	201,367	.	.	11,768	1,029,156	616,588	.	.	33,022	.	.	48,137	697,748	331,408	3,321,437
61	1986	248,158	797,299	254,024	74,504	.	30,946	1,404,930	881,553	129,533	.	.	34,013	.	185	1,045,285	359,645	4,390,496
62	1987	251,158	878,618	263,948	115,581	.	29,394	1,538,700	1,033,012	158,421	.	.	35,033	.	130	1,226,596	312,104	4,703,705
63	1988	256,225	983,225	275,399	133,458	.	32,332	1,680,639	1,102,781	172,520	.	.	36,084	.	366	1,311,750	368,889	5,074,874
64	1989	291,879	958,759	301,049	136,925	.	39,280	1,727,891	1,195,036	171,520	.	.	37,167	.	3,960	1,407,673	320,218	5,395,551
65	1990	335,453	964,511	349,076	158,031	219,250	3,084	2,029,405	1,277,760	175,974	.	.	8,000	.	3,695	1,684,679	344,726	5,740,766
3	1991	349,080	968,442	349,176	174,417	294,240	3,612	2,159,508	1,352,994	188,292	.	.	8,000	.	3,826	1,847,353	312,136	6,052,921
4	1992	361,769	1,041,046	356,275	186,511	325,525	2,282	2,273,707	1,422,625	206,185	.	.	8,000	.	3,542	1,965,877	307,830	6,360,752
5	1993	373,163	1,073,415	354,145	193,584	345,161	2,557	2,342,025	1,474,022	217,012	.	.	4,000	.	3,925	2,044,120	297,905	6,658,657
6	1994	399,121	1,119,272	346,257	206,438	374,427	1,957	2,447,472	1,529,708	234,374	.	.	4,000	.	4,366	2,146,875	300,597	6,959,255
7	1995	451,781	1,159,673	346,347	218,843	413,976	1,823	2,592,442	1,600,454	282,396	.	.	2,000	.	3,555	2,282,380	310,062	7,289,317
8	1996	471,275	1,155,437	350,518	220,861	453,892	1,860	2,653,842	1,611,680	273,272	.	.	2,000	.	4,104	2,344,948	308,894	7,578,211
9	1997	489,180	1,191,324	328,917	219,366	104,053	1,789	2,334,630	1,624,037	284,760	2,083	.	.	.	3,679	2,018,612	316,017	7,894,229
10	1998	492,401	1,218,502	272,830	220,127	17,706	1,773	2,223,339	1,651,671	307,463	2,527	.	.	.	4,511	1,983,879	239,461	8,133,689
11	1999	496,403	1,201,851	266,622	215,639	5,188	1,538	2,187,241	1,660,777	328,846	2,527	.	.	.	4,682	2,002,020	185,221	8,318,911
12	2000	509,192	1,204,083	249,858	208,331	.	145,289	2,316,753	1,680,029	353,454	2,527	.	.	.	4,569	2,040,570	276,174	8,595,085
13	2001	511,292	1,188,683	210,393	199,347	.	1,982	2,111,698	1,686,720	360,813	2,527	.	.	.	6,723	2,056,783	54,915	8,649,999
14	2002	505,336	1,177,559	216,862	193,492	.	2,317	2,095,567	1,685,208	371,894	2,249	.	.	.	11,537	2,070,888	24,678	8,674,678
15	2003	510,656	1,174,389	235,755	183,281	.	2,331	2,106,412	1,684,915	389,812	3,961	.	.	.	8,644	2,087,332	19,081	8,693,759
16	2004	509,821	1,156,354	210,947	172,862	.	2,571	2,123,394	1,677,860	419,213	2,790	.	.	.	13,926	2,113,788	9,566	8,703,354
17	2005	512,913	1,145,135	242,287	164,015	.	2,871	2,184,464	1,669,280	420,135	3,079	.	.	.	37,373	2,129,868	54,596	8,757,951
18	2006	515,619	1,136,788	260,666	155,206	.	2,996	2,152,057	1,668,638	420,968	3,109	.	.	.	3,546	2,096,261	55,796	8,813,746
19	2007	516,513	1,119,900	278,922	144,622	.	3,311	2,125,712	1,673,370	441,681	2,682	.	.	.	7,541	2,125,275	437	8,814,184
20	2008	520,838	1,050,884	171,190	135,019	.	3,347	1,952,663	1,673,624	449,289	2,679	.	.	.	70,171	2,195,762	△243,100	8,571,084
21	2009	515,323	1,099,354	150,848	126,068	.	3,749	1,983,761	1,677,506	481,072	2,770	.	.	.	27,731	2,189,079	△205,318	8,365,766
22	2010	513,612	1,212,849	169,515	112,981	.	4,051	2,061,229	1,681,727	532,536	2,295	.	.	.	28,206	2,244,763	△183,534	8,182,232
23	2011	525,624	1,225,890	153,423	103,067	.	4,122	2,021,832	1,666,456	564,412	2,272	.	.	.	25,854	2,258,994	△237,162	7,945,069
24	2012	517,908	1,140,160	163,538	89,855	.	4,714	1,916,175	1,663,498	551,305	2,763	.	.	51,301	29,644	2,298,511	△382,336	7,562,734
25	2013	526,386	1,106,630	184,419	85,207	.	3,776	1,906,418	1,621,579	543,100	2,819	.	.	21,459	12,577	2,201,534	△295,116	7,267,618

(注) 1. 昭和59年4月に郵政省共済組合が加入した。
2. 平成12年度のその他の収入には旧地方事務官修養金(1,436億円)を含む。
3. 簿面ベースの数値である。

(2) 郵政省共済組合

年度	収 入						支 出			収支残	年度末 積立金		
	拠出保険料収入等			利息及び 配当金	その他 収 入	合 計	給付費	その他 支 出	合 計				
	掛 金 (本人負担)	負担金	計										
	(西暦)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円		
昭和	45	1970	9,543	21,373	30,916	11,209	47	42,172	17,806	8	17,813	24,359	182,561
	46	1971	11,029	26,623	37,652	12,834	67	50,553	21,935	8	21,943	28,611	211,176
	47	1972	12,458	29,922	42,380	13,956	32	56,368	26,934	6	26,940	29,428	241,036
	48	1973	14,384	36,631	51,015	16,849	75	67,939	34,525	7	34,532	33,407	274,456
	49	1974	18,981	48,376	67,358	22,504	96	89,957	49,053	7	49,059	40,898	315,368
	50	1975	21,957	62,054	84,011	24,314	124	108,449	70,653	9	70,663	37,786	353,172
	51	1976	23,566	77,030	100,597	25,875	200	126,672	91,916	11	91,926	34,745	388,103
	52	1977	25,389	89,632	115,021	27,741	2,368	145,130	110,274	12	110,286	34,844	422,987
	53	1978	26,323	103,902	130,225	28,281	622	159,128	127,067	8	127,075	32,053	455,096
	54	1979	29,990	115,934	145,923	31,634	765	178,323	141,866	10	141,876	36,447	491,588
	55	1980	35,227	129,533	164,761	39,102	822	204,684	157,798	18	157,816	46,868	538,487
	56	1981	38,656	140,472	179,128	40,692	1,742	221,563	179,096	12	179,108	42,454	581,018
	57	1982	40,750	149,616	190,366	42,872	7,926	241,164	200,344	44	200,387	40,777	621,855
	58	1983	41,721	159,543	201,264	45,175	7,645	254,083	216,432	25	216,457	37,627	659,558
	59	1984	19	112,939	112,958	45,466	92,247	250,670	229,522	44	229,566	21,105	680,780
	60	1985	23	164,492	164,515	46,190	50,864	261,569	233,803	57	233,861	27,709	708,842

(注) 1. 郵政省共済組合は昭和59年4月に国家公務員共済組合組合連合会に加入した。
2. 簿価ベースの数値である。

4. 公共企業体職員等共済組合
(1) 合 計

年度	取 入										支 出						収支残	年度末 繰立金
	拠出保険料収入等		利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	長期財政 調整交付金	その他 収入	合 計	給付費	基礎年金 拠出金	制度間調整 拠出金	長期財政 調整拠出金	その他 支出	合 計				
	掛金 (本人負担)	負担金																
昭和 45	(価額) 27,951	81,439	27,018	・	・	・	1,793	138,201	68,529	・	・	・	188	68,717	69,485	477,254		
46	32,914	96,469	31,942	・	・	・	2,132	163,456	82,380	・	・	・	226	82,606	80,850	558,563		
47	37,169	111,227	37,044	・	・	・	2,866	188,306	97,238	・	・	・	282	97,520	90,785	650,135		
48	43,101	131,565	41,771	・	・	・	2,919	219,356	122,238	・	・	・	327	122,565	96,792	747,022		
49	55,525	172,693	52,031	・	・	・	4,237	284,486	167,565	・	・	・	426	167,991	116,495	863,781		
50	63,587	201,554	58,027	・	・	・	5,680	328,848	231,908	・	・	・	669	232,577	96,271	960,202		
51	73,367	233,619	62,117	・	・	・	6,064	375,167	300,991	・	・	・	689	301,680	73,487	1,033,848		
52	79,290	261,125	66,662	・	・	・	7,070	414,147	362,234	・	・	・	722	362,956	51,191	1,085,236		
53	90,050	348,396	72,436	・	・	・	7,996	518,879	422,873	・	・	・	786	423,659	95,219	1,180,610		
54	92,563	384,906	78,316	・	・	・	9,090	564,875	480,532	・	・	・	879	481,411	83,465	1,264,337		
55	95,195	430,602	87,130	・	・	・	10,581	623,508	545,212	・	・	・	968	546,180	77,328	1,341,812		
56	112,700	515,228	91,722	・	・	・	12,489	732,139	633,689	・	・	・	1,124	634,813	97,326	1,439,390		
57	117,204	599,739	100,319	・	・	・	13,505	830,767	725,739	・	・	・	1,339	727,078	103,689	1,543,416		
58	120,781	682,732	111,240	・	・	・	14,653	929,407	813,327	・	・	・	1,508	814,835	114,572	1,658,302		
59	137,066	787,620	115,903	・	・	・	15,503	1,056,093	883,054	・	・	・	1,661	884,715	171,377	1,829,822		
60	149,665	795,154	127,603	・	・	・	16,618	1,106,129	972,222	・	・	・	1,800	983,390	122,738	1,766,327		
61	136,704	738,711	117,795	45,599	・	34,195	18,127	1,091,132	980,106	73,013	・	9,648	1,962	1,064,729	26,403	1,793,030		
62	127,235	819,254	103,478	67,563	・	47,770	17,953	1,183,254	1,116,736	86,363	・	9,938	1,875	1,214,912	△31,659	1,759,679		
63	130,613	847,666	99,306	103,417	・	61,373	19,395	1,291,771	1,135,818	83,580	・	10,236	1,842	1,231,475	30,295	1,785,309		
平成 元	144,045	858,445	103,703	117,354	・	72,489	19,620	1,315,656	1,160,207	77,187	・	10,543	1,846	1,249,784	65,872	1,849,239		
2	163,823	840,105	96,489	127,669	197,270	8,000	18,580	1,451,936	1,185,088	85,367	100,107	・	2,010	1,372,573	79,363	1,927,126		
3	172,430	835,208	115,142	150,283	251,543	8,000	186	1,532,792	1,210,143	90,966	134,947	・	3,317	1,439,373	93,419	2,020,545		
4	178,003	833,754	110,769	170,250	265,888	8,000	210	1,566,875	1,237,848	100,271	149,293	・	2,062	1,489,474	77,401	2,097,946		
5	181,978	846,537	111,609	191,406	256,963	4,000	269	1,592,763	1,249,957	105,458	157,996	・	2,181	1,515,591	77,171	2,175,117		
6	190,364	855,693	110,129	215,040	270,787	4,000	405	1,646,418	1,270,910	111,539	171,736	・	2,073	1,556,259	90,159	2,265,277		
7	210,380	888,679	106,735	237,204	254,933	2,000	349	1,700,279	1,303,999	121,782	190,180	・	2,123	1,618,084	82,195	2,347,472		
8	217,501	879,746	169,332	244,494	273,509	2,000	492	1,787,075	1,293,206	126,731	208,803	・	5,096	1,633,835	153,240	2,500,712		

(注) 1. 公共企業体職員等共済組合は昭和59年4月に国家公務員共済組合に統合された。
 2. 昭和59年度以降は、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこの各共済組合の合計を計上した。
 3. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこの各共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。
 4. 簿価ベースの数値である。

(2) 日本鉄道共済組合

年度	拠出保険料収入等		利息及び配当金	基礎年金交付金	制度間調整交付金	長期財政調整交付金	その他収入	合計	支出					収支残	年度末積立金
	拠金(本人負担)	負担金							給付費	基礎年金拠出金	制度間調整拠出金	その他支出	合計		
昭和 45	17,797	54,864	15,515	・	・	・	0	88,176	53,431	・	・	11	53,442	34,734	259,342
46	20,875	64,706	17,966	・	・	・	0	103,547	64,195	・	・	10	64,205	39,343	298,782
47	23,133	74,043	20,625	・	・	・	0	117,802	75,955	・	・	9	75,964	41,838	340,709
48	26,346	86,984	23,252	・	・	・	2	136,583	95,356	・	・	17	95,373	41,210	382,010
49	33,332	113,414	29,198	・	・	・	26	175,969	131,486	・	・	33	131,519	44,450	426,570
50	37,759	132,290	30,696	・	・	・	4	200,749	182,931	・	・	42	182,972	17,777	444,492
51	43,922	155,512	30,182	・	・	・	0	229,615	238,394	・	・	72	238,466	△8,851	435,795
52	46,973	175,092	28,927	・	・	・	0	250,992	287,292	・	・	51	287,343	△36,351	399,634
53	56,148	257,781	30,998	・	・	・	0	344,927	336,559	・	・	73	336,632	8,296	408,082
54	57,050	286,017	32,613	・	・	・	0	375,680	382,949	・	・	73	383,022	△7,342	400,990
55	58,197	324,467	34,148	・	・	・	0	416,813	433,529	・	・	91	433,621	△16,808	384,313
56	69,368	395,967	34,214	・	・	・	0	499,549	503,951	・	・	136	504,087	△4,538	380,007
57	71,688	468,939	34,039	・	・	・	0	574,666	575,342	・	・	180	575,522	△856	379,461
58	74,476	541,451	34,563	・	・	・	0	650,491	642,819	・	・	152	642,972	7,519	387,270
59	83,126	622,745	35,806	・	・	・	0	741,676	691,055	・	・	176	691,231	50,446	437,846
60	82,834	599,857	36,944	・	・	17,088	0	736,723	755,060	・	・	142	755,202	△18,478	419,587
61	71,482	550,352	34,012	33,431	・	34,195	846	724,317	751,262	35,946	・	133	787,340	△63,023	356,820
62	59,766	620,593	21,533	52,458	・	47,770	256	802,375	846,992	40,287	・	31	887,309	△84,934	270,128
63	60,543	637,542	18,838	79,638	・	61,373	63	857,996	847,574	34,156	・	11	881,741	△23,745	240,814
64	62,922	632,984	17,223	88,925	・	72,489	59	874,602	845,469	28,775	・	8	874,252	351	238,801
平成 元	71,094	599,461	11,512	94,963	135,200	8,000	54	920,284	848,504	35,208	39,367	0	923,079	△2,795	234,473
2	76,683	594,935	11,300	111,375	168,025	8,000	127	967,443	854,762	38,666	53,025	1,183	947,636	19,807	254,280
3	80,838	585,989	11,387	129,119	173,807	8,000	143	989,283	864,372	42,954	58,807	11	966,143	23,139	277,420
4	83,976	592,597	10,578	145,385	159,201	4,000	159	995,896	865,296	46,096	62,201	41	973,634	22,262	299,682
5	86,513	599,603	10,557	164,945	164,331	4,000	337	1,030,287	872,893	48,079	67,331	16	988,319	41,967	341,649
6	92,683	615,472	8,751	183,994	136,602	2,000	258	1,039,761	885,598	52,538	74,602	17	1,012,756	27,005	388,654
7	94,133	601,037	26,393	190,411	143,796	2,000	368	1,058,138	873,700	56,321	81,796	115	1,011,933	46,206	414,860
8															

(注) 1. 日本鉄道共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。
2. 簿価ベースの数値である。

(3) 日本電信電話共済組合

年度	収入										支出						年度末 積立金 百万円
	拠出保険料収入等		利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	制度間調整 拠出金	長期財政 調整拠出金	その他 支出	合計	収支残			
	掛金 (本人負担)	百万円													百万円	百万円	
昭和 45	(西暦)	1970	8,726	22,384	9,364	・	1,704	42,177	11,836	・	・	177	12,013	30,164	182,602		
46	1971	10,429	26,865	11,538	・	2,028	50,859	14,206	・	・	214	14,420	36,439	219,402			
47	1972	12,240	31,532	13,692	・	2,743	60,208	16,567	・	・	265	16,831	43,377	263,473			
48	1973	14,672	37,796	15,410	・	2,811	70,690	20,928	・	・	305	21,233	49,457	312,933			
49	1974	19,521	50,287	19,223	・	4,062	93,093	27,972	・	・	391	28,364	64,730	377,815			
50	1975	22,782	58,689	23,143	・	5,598	110,213	37,851	・	・	624	38,476	71,738	449,554			
51	1976	26,018	66,128	27,414	・	6,016	125,576	48,306	・	・	577	48,883	76,692	526,251			
52	1977	28,629	72,765	32,807	・	6,881	141,083	58,008	・	・	606	58,614	82,469	608,723			
53	1978	30,068	76,422	36,301	・	7,913	150,703	66,894	・	・	684	67,577	83,126	691,850			
54	1979	31,559	83,800	40,206	・	9,078	164,643	75,676	・	・	804	76,480	88,163	780,024			
55	1980	33,004	90,327	46,987	・	10,574	180,893	87,070	・	・	876	87,946	92,946	872,983			
56	1981	38,314	100,063	51,219	・	12,470	202,066	101,452	・	・	988	102,440	99,627	972,622			
57	1982	40,335	109,844	60,058	・	13,473	223,710	118,073	・	・	1,158	119,231	104,480	1,077,126			
58	1983	41,166	116,769	70,233	・	14,593	242,762	134,637	・	・	1,335	135,972	106,790	1,183,931			
59	1984	47,756	137,786	73,703	・	15,457	274,701	153,184	・	・	1,423	154,607	120,094	1,304,035			
60	1985	59,177	156,314	83,665	・	16,556	315,711	174,288	・	8,455	1,574	184,316	131,395	1,262,258			
61	1986	57,993	152,116	78,273	9,268	17,248	314,898	185,333	33,544	8,708	1,688	229,273	85,625	1,347,917			
62	1987	60,415	159,499	74,574	11,096	17,651	323,236	218,115	42,050	8,969	1,823	270,957	52,279	1,400,217			
63	1988	63,052	171,213	74,051	18,901	19,296	346,513	234,512	45,381	9,238	1,819	290,950	55,563	1,456,671			
平成 元	1989	73,218	187,065	81,337	22,376	19,533	383,530	257,210	44,320	9,515	1,839	312,883	70,647	1,527,702			
2	1990	84,074	200,309	78,535	26,423	18,497	461,107	275,597	45,959	55,249	2,010	378,815	82,292	1,610,033			
3	1991	86,519	203,080	98,305	31,383	45	491,459	293,194	47,963	74,526	2,065	417,738	73,720	1,683,753			
4	1992	87,444	208,195	94,460	32,549	59	502,599	310,535	52,274	82,285	1,988	447,082	55,516	1,739,270			
5	1993	88,044	212,780	96,879	36,659	97	519,583	321,265	53,895	87,120	2,077	464,357	55,226	1,794,496			
6	1994	93,360	214,464	96,003	39,954	54	536,900	333,430	57,799	95,014	1,989	488,233	48,668	1,843,163			
7	1995	106,080	230,408	94,675	42,381	81	577,540	352,088	63,061	105,173	2,084	522,405	55,135	1,898,298			
8	1996	111,591	236,046	139,984	43,100	71	645,099	353,528	64,080	115,599	4,967	538,174	106,924	2,005,223			

(注) 1. 日本電信電話共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。
2. 簿価ベースの数値である。

(4) 日本たばこ産業共済組合

年度	収入										支出						収支残	年度末 積立金
	拠出保険料収入等		利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	制度間調整 拠出金	長期財政 調整拠出金	その他 支出	合計					
	掛金 (本人負担)	負担金																
昭和 45	(西暦) 1970	1,429	4,191	2,139	・	89	7,848	3,261	・	・	0	3,261	4,586	35,310				
46	1971	1,610	4,898	2,438	・	104	9,050	3,979	・	・	3	3,982	5,068	40,380				
47	1972	1,795	5,653	2,726	・	123	10,296	4,717	・	・	8	4,725	5,571	45,953				
48	1973	2,083	6,785	3,108	・	106	12,083	5,953	・	・	5	5,959	6,124	52,079				
49	1974	2,673	8,992	3,611	・	149	15,424	8,107	・	・	2	8,109	7,316	59,396				
50	1975	3,046	10,575	4,188	・	77	17,886	11,126	・	・	3	11,129	6,756	66,156				
51	1976	3,428	11,979	4,522	・	47	19,976	14,291	・	・	40	14,331	5,645	71,803				
52	1977	3,687	13,267	4,928	・	189	22,073	16,934	・	・	65	16,999	5,073	76,878				
53	1978	3,835	14,193	5,137	・	84	23,248	19,421	・	・	30	19,450	3,798	80,678				
54	1979	3,954	15,089	5,497	・	12	24,553	21,907	・	・	2	21,909	2,643	83,323				
55	1980	3,994	15,807	5,995	・	7	25,803	24,612	・	・	0	24,613	1,190	84,516				
56	1981	5,017	19,198	6,290	・	19	30,524	28,286	・	・	0	28,286	2,238	86,761				
57	1982	5,181	20,955	6,222	・	32	32,391	32,324	・	・	2	32,325	66	86,829				
58	1983	5,138	24,512	6,444	・	60	36,154	35,870	・	・	21	35,891	263	87,100				
59	1984	6,184	27,090	6,394	・	47	39,715	38,815	・	・	63	38,878	837	87,941				
60	1985	7,654	38,984	6,994	・	62	53,694	42,875	・	913	85	43,872	9,822	84,482				
61	1986	7,229	36,244	5,510	2,900	33	51,917	43,511	3,523	・	141	48,115	3,801	88,293				
62	1987	7,054	39,162	7,372	4,009	46	57,642	51,629	4,027	・	969	56,646	996	89,333				
63	1988	7,018	38,911	6,417	4,879	36	57,262	53,732	4,043	・	998	58,785	△1,523	87,825				
平成 元	1989	7,905	38,395	5,143	6,053	28	57,524	57,529	4,092	・	1,028	62,649	△5,125	82,737				
2	1990	8,655	40,335	6,443	6,283	29	70,545	60,987	4,200	5,491	0	70,678	△134	82,620				
3	1991	9,228	40,194	5,537	7,525	14	73,891	62,188	4,337	7,395	78	73,998	△108	82,512				
4	1992	9,721	39,570	4,922	8,582	8	74,994	62,940	5,044	8,202	63	76,249	△1,255	81,257				
5	1993	9,958	41,161	4,152	9,362	13	77,284	63,396	5,466	8,675	63	77,601	△317	80,940				
6	1994	10,490	41,625	3,569	10,141	14	79,231	64,587	5,662	9,391	67	79,707	△475	80,464				
7	1995	11,617	42,799	3,309	10,829	10	82,978	66,313	6,183	10,405	22	82,923	55	80,520				
8	1996	11,777	42,662	2,954	10,984	53	83,838	65,977	6,330	11,408	13	83,728	110	80,630				

(注) 1. 日本たばこ産業共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。

2. 簿価ベースの数値である。

5. 地方公務員共済組合

年度	取 入										支 出								
	(西暦)	掛金 (本人負担)	拠 金	拠出保険料収入等		利息及び 配当金	基礎年金 交付金	財政調整 拠入金収入	その他 収入	合 計	給付費	基礎年金 拠出金	年金保険者 拠出金	制度間調整 拠出金	財政調整 拠出金	その他 支出	合計	収支残	年度末 積立金
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和 45	1970	87,376	182,046	1,874	66,962	441	338,699	96,806	823	97,629	241,070	599,861	3,421,490	1,213,586					
50	1975	253,029	555,531	2,797	197,907	1,974	1,011,238	410,026	1,351	552,508	641,881	4,007,430							
51	1976	278,830	674,441	4,247	235,900	972	1,194,390	551,172	1,336	680,885	754,767	4,823,062							
52	1977	305,525	844,453	5,615	278,347	1,712	1,435,652	679,325	1,560	804,649	805,087	5,628,126							
53	1978	326,004	954,579	5,723	321,224	2,206	1,609,737	802,756	1,893	926,880	865,125	6,493,473							
54	1979	356,256	1,054,427	6,419	374,067	836	1,792,005	925,132	1,748	1,066,296	1,011,170	7,504,886							
55	1980	411,153	1,203,174	7,634	454,103	1,402	2,077,465	1,064,816	1,496	1,247,810	1,040,682	8,545,817							
56	1981	439,879	1,321,411	8,426	517,685	1,098	2,288,498	1,246,320	1,385	1,444,075	968,693	9,514,461							
57	1982	445,689	1,369,328	8,492	588,127	1,132	2,412,768	1,442,689	1,694	1,606,684	1,026,364	10,541,019							
58	1983	459,345	1,507,095	8,514	656,400	1,694	2,633,048	1,605,698	1,446	1,794,924	1,225,454	11,701,904							
59	1984	536,713	1,686,457	8,176	787,500	1,533	3,020,378	1,793,778	1,863	2,030,263	1,412,204	13,113,980							
60	1985	680,817	1,931,357	7,916	807,386	14,990	3,442,467	2,016,399	16,741	2,420,913	1,477,535	14,592,179							
61	1986	701,288	2,093,391	7,803	872,616	23,890	3,898,448	2,046,634	15,844	2,821,790	1,314,739	15,907,036							
62	1987	716,581	2,186,200	7,106	905,332	25,068	4,136,529	2,367,990	20,798	3,195,248	1,509,653	18,745,724							
63	1988	734,110	2,328,591	7,615	951,781	27,378	4,323,348	2,515,057	20,527	3,423,618	1,739,692	20,485,949							
平成 元	1989	824,406	2,547,882	7,286	1,049,141	249,536	4,704,902	2,712,037	20,527	3,649,799	1,759,293	22,245,465							
2	1990	1,002,836	2,578,089	6,992	1,179,703	368,622	5,103,093	2,898,758	17,975	4,863,359	2,046,634	22,485,949							
3	1991	1,047,759	2,680,552	6,755	1,240,998	424,511	5,409,093	3,098,659	21,599	5,267	3,649,799	22,245,465							
4	1992	1,086,673	2,823,406	6,536	1,248,995	462,893	5,637,429	3,299,999	21,590	5,842,633	4,729,084	23,974,902							
5	1993	1,119,817	2,899,617	6,294	1,228,493	462,351	5,728,729	3,448,572	18,245	6,224,423	5,489,344	25,612,458							
6	1994	1,201,192	3,008,220	...	1,160,026	473,611	6,053,205	3,616,974	18,188	6,665,187	6,043,755	27,162,201							
7	1995	1,360,370	3,199,456	...	1,154,270	527,577	6,245,588	3,817,568	11,817	7,351,103	6,678,451	28,840,558							
8	1996	1,408,046	3,310,441	...	1,090,983	537,066	6,349,913	3,880,497	11,811	8,002,125	7,223,381	30,522,019							
9	1997	1,473,163	3,390,803	...	1,100,889	520,826	6,489,134	3,937,609	19,750	8,012,125	7,223,381	32,245,483							
10	1998	1,487,724	3,379,887	...	1,053,483	503,467	6,428,052	4,052,290	23,528	8,557,753	4,938,061	33,735,760							
11	1999	1,496,501	3,356,694	...	1,210,895	495,581	6,563,416	4,117,695	23,528	9,144,453	4,989,992	35,234,559							
12	2000	1,484,459	3,313,927	...	932,812	479,621	6,216,604	4,142,973	163,788	9,700,302	5,300,592	36,150,657							
13	2001	1,483,454	3,310,036	...	787,165	454,478	6,038,513	4,200,502	986,094	10,235,258	5,262,539	36,926,665							
14	2002	1,474,098	3,249,410	...	686,954	424,928	5,843,484	4,229,753	19,788	10,753	5,304,362	37,465,805							
15	2003	1,471,785	3,161,261	...	699,988	394,630	5,730,771	4,261,828	18,782	1,055,670	5,366,860	38,911,788							
16	2004	1,478,755	3,120,805	...	753,371	391,007	5,747,932	4,278,282	28,705	1,123,499	5,515,759	38,061,885							
17	2005	1,498,023	3,084,338	...	1,360,355	371,781	6,318,004	4,291,509	117,243	1,225,556	5,571,641	38,808,249							
18	2006	1,509,883	3,051,564	...	1,564,510	334,234	6,463,772	4,314,901	27,224	1,115,898	5,564,923	39,707,096							
19	2007	1,514,337	3,043,559	...	1,196,646	311,915	6,070,820	4,350,254	24,608	1,168,716	5,625,185	40,152,721							
20	2008	1,505,541	2,920,738	...	524,206	291,172	5,251,633	4,391,733	22,149	1,199,466	5,884,323	39,520,012							
21	2009	1,471,690	3,080,789	...	501,375	275,147	5,333,981	4,469,357	14,462	1,256,041	5,928,516	38,925,465							
22	2010	1,458,823	3,282,021	...	471,663	257,165	5,486,225	4,543,263	6,713	1,376,130	4,482,220	38,365,795							
23	2011	1,472,595	3,308,018	...	396,884	236,043	5,427,554	4,571,036	4,229	1,438,836	9,706	37,681,557							
24	2012	1,487,235	3,056,275	...	377,613	243,843	5,231,360	4,625,564	4,024	1,363,014	—	36,815,864							
25	2013	1,473,277	2,875,409	...	1,244,529	183,596	5,802,543	4,557,406	7,450	1,357,431	—	36,680,282							

(注) 1. 平成6年度以降の負担金には払込金を含む。
 2. 平成12年度までの支支には旧地方事務官共済組合(1,436億円)を含む。
 3. 昭和63年度から平成2年度の基礎年金拠出金は地方公務員共済組合連合会の各組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の合計であり、地方公務員共済組合連合会の基礎年金拠出金の額とは異なる。
 4. 簿価ベースの数値である。

6. 私立学校教職員共済制度

年度	収 入										支 出						年度末 積立金 百万円
	(国庫) 百万円	掛金 百万円	国庫負担 百万円	利息及び 配当金 百万円	基礎年金 交付金 百万円	制度間調整 交付金 百万円	その他 収入 百万円	(再税) 都道府県 補助金 百万円	合 計 百万円	給付費 百万円	基礎年金 拠出金 百万円	年金保険者 拠出金 百万円	制度間調整 拠出金 百万円	その他 支出 百万円	合 計 百万円	収支残 百万円	
昭和 45	7,492	492	3,501	10,460	1,962	28,078	7,492	830	12,591	2,620	10,067	2,620	10,153	10	2,630	9,961	55,474
50	34,995	2,663	13,276	4,040	3,473	54,974	4,040	3,473	13,508	16,729	10,067	10,153	86	10,153	34,900	160,631	202,046
51	40,358	3,336	16,225	4,490	3,950	64,409	4,490	3,950	16,729	19,487	10,067	10,153	51	13,559	41,414	249,671	
52	50,773	3,898	19,511	4,206	3,769	78,388	4,206	3,769	19,487	20,894	10,067	10,153	55	16,784	58,538	308,210	
53	61,222	4,171	23,930	4,550	4,137	93,873	4,550	4,137	20,894	23,301	10,067	10,153	446	21,340	72,533	380,742	
54	70,465	4,635	30,824	4,918	4,509	110,841	4,918	4,509	23,301	28,264	10,067	10,153	260	23,561	87,280	468,022	
55	77,865	5,621	37,588	5,240	4,819	126,314	5,240	4,819	33,356	33,522	10,067	10,153	86	28,350	97,964	565,985	
56	84,086	5,135	44,622	5,593	5,129	139,436	5,593	5,129	42,104	33,522	10,067	10,153	49	33,571	105,865	671,851	
57	89,120	5,904	52,644	5,770	5,264	153,439	5,770	5,264	46,305	38,510	10,067	10,153	90	38,600	114,839	786,689	
58	94,232	6,754	60,208	5,910	5,426	167,105	5,910	5,426	47,825	44,065	10,067	10,153	81	44,147	122,959	909,648	
59	99,469	7,806	68,498	6,210	5,759	181,983	6,210	5,759	51,878	50,860	10,067	10,153	60	50,920	131,063	1,040,711	
60	105,538	15,468	74,040	5,839	5,891	207,474	5,839	5,891	60,402	60,402	10,067	10,153	65	93,823	113,652	1,154,363	
61	111,110	17,469	78,991	6,841	6,168	224,987	6,841	6,168	67,680	42,104	10,067	10,153	65	109,849	115,138	1,269,501	
62	116,633	29,386	84,167	7,143	6,465	265,347	7,143	6,465	73,642	46,305	10,067	10,153	76	120,023	145,324	1,414,825	
63	123,374	21,562	94,918	7,754	6,865	276,628	7,754	6,865	82,291	47,825	10,067	10,153	81	130,197	146,432	1,561,256	
平成 元	144,562	22,013	101,495	7,977	6,981	303,418	7,977	6,981	100,697	51,878	10,067	10,153	116	154,675	148,742	1,709,999	
2	154,011	24,616	105,675	8,893	7,424	324,501	8,893	7,424	112,553	56,898	10,067	10,153	221	172,073	152,428	1,862,427	
3	162,873	27,436	107,032	9,238	7,868	333,337	9,238	7,868	122,348	62,650	10,067	10,153	130	187,516	145,821	2,008,248	
4	170,289	25,308	109,593	26,744	8,228	341,704	8,228	8,228	130,947	65,942	10,067	10,153	179	199,059	142,645	2,150,893	
5	177,791	25,890	104,256	29,374	8,431	347,446	8,431	8,431	141,792	72,261	10,067	10,153	195	216,127	131,320	2,282,212	
6	206,585	29,441	105,631	29,480	8,669	381,307	8,669	8,669	153,779	81,264	10,067	10,153	400	236,687	144,620	2,436,832	
7	212,674	31,781	98,531	29,123	8,742	382,372	8,742	8,742	161,845	84,714	10,067	10,153	289	248,146	134,225	2,561,057	
8	223,813	32,684	99,626	28,462	8,819	395,969	8,819	8,819	169,382	87,914	10,067	10,153	386	262,725	133,244	2,694,301	
9	228,137	34,380	98,925	27,698	8,861	399,614	8,861	8,861	179,351	93,383	10,067	10,153	403	278,952	120,662	2,814,963	
10	231,473	36,827	101,312	26,145	8,472	405,117	8,472	8,472	186,401	100,386	10,067	10,153	456	293,058	112,059	2,927,022	
11	235,084	40,387	87,460	24,483	8,525	395,939	8,525	8,525	194,171	110,989	10,067	10,153	417	310,692	85,247	3,012,269	
12	238,449	41,518	78,289	23,227	8,382	389,866	8,382	8,382	202,262	113,666	10,067	10,153	430	322,173	67,692	3,079,961	
13	250,837	42,931	66,737	21,813	7,802	391,925	7,802	7,802	211,233	118,400	10,067	10,153	365	335,132	56,793	3,136,754	
14	265,836	45,229	66,968	20,314	7,783	407,059	7,783	7,783	218,482	126,343	10,067	10,153	4,543	363,651	43,408	3,180,162	
15	268,009	49,904	73,761	18,996	8,723	419,392	8,723	8,723	225,209	140,127	10,067	10,153	17,158	389,318	30,075	3,210,237	
16	278,884	53,696	135,922	17,774	7,646	494,816	7,646	7,646	230,953	145,196	10,067	10,153	3,128	387,050	107,766	3,318,002	
17	291,758	55,727	124,987	15,694	7,431	496,406	7,431	7,431	237,462	148,455	10,067	10,153	1,510	396,557	100,849	3,383,371	
18	304,887	60,523	87,284	14,632	7,277	497,106	7,277	7,277	244,147	159,221	10,067	10,153	3,309	414,078	83,028	3,467,682	
19	318,984	63,682	51,272	14,566	6,600	456,112	6,600	6,600	250,793	169,095	10,067	10,153	59,285	487,185	△31,074	3,436,608	
20	329,950	92,498	44,012	12,543	7,883	486,885	7,883	7,883	257,937	185,059	10,067	10,153	63,524	516,167	△29,282	3,407,327	
21	341,945	102,970	42,822	10,180	8,136	506,052	8,136	8,136	267,083	205,137	10,067	10,153	13,903	505,087	965	3,408,292	
22	354,900	109,703	40,457	8,753	7,745	521,558	7,745	7,745	271,783	215,713	10,067	10,153	4,797	514,232	7,325	3,415,617	
23	367,494	104,837	79,232	5,961	7,968	565,490	7,968	7,968	279,820	206,302	10,067	10,153	4,275	588,734	6,756	3,422,374	
24	381,266	105,940	181,597	7,865	8,739	685,407	8,739	8,739	286,666	208,299	10,067	10,153	650	561,449	123,958	3,546,332	

(注) 1. 簿面ベースの数値である。

7. 農林漁業団体職員共済組合

年度	収 入										支 出						年度末 積立金
	(西暦)	掛金	国庫負担	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	その他 収入	合 計	給付費	基礎年金 拠出金	年金保険者 拠出金	制度間調整 拠出金	その他 支出	合 計	収支残		
昭和	45	19,222	1,114	7,740	•	•	25	28,100	6,048	•	•	•	546	6,594	21,506	121,560	
	46	22,715	1,441	9,529	•	•	15	33,700	7,708	•	•	•	608	8,315	25,385	146,945	
	47	26,798	1,847	11,022	•	•	604	40,271	9,398	•	•	•	681	10,079	30,192	177,137	
	48	31,745	2,462	13,217	•	•	602	48,027	12,534	•	•	•	801	13,335	34,692	211,829	
	49	40,695	3,701	16,869	•	•	1,695	62,960	18,848	•	•	•	963	19,811	43,149	254,978	
	50	52,587	5,272	21,267	•	•	1,142	80,268	26,616	•	•	•	1,204	27,820	52,448	307,426	
	51	62,853	7,255	25,448	•	•	1,380	96,936	36,781	•	•	•	1,300	38,081	58,855	366,281	
	52	70,780	8,967	29,807	•	•	1,007	110,560	45,498	•	•	•	1,435	46,933	63,627	429,908	
	53	78,282	10,522	33,506	•	•	1,526	123,835	52,953	•	•	•	1,746	54,699	69,136	499,044	
	54	84,555	12,321	38,291	•	•	1,743	136,910	62,729	•	•	•	1,626	64,355	72,556	571,600	
	55	91,004	14,316	45,619	•	•	1,142	152,082	72,090	•	•	•	1,684	73,774	78,308	649,907	
	56	107,513	17,193	51,459	•	•	2,895	179,060	86,387	•	•	•	1,742	88,129	90,930	740,837	
	57	115,254	15,377	58,253	•	•	2,335	191,219	101,124	•	•	•	1,647	102,771	88,448	829,286	
	58	120,210	17,606	66,765	•	•	1,915	206,495	115,224	•	•	•	2,101	117,325	89,170	918,456	
	59	124,663	19,670	72,840	•	•	1,733	218,905	127,965	•	•	•	2,289	130,254	88,651	1,007,107	
	60	129,449	22,558	76,222	•	•	4,119	232,348	146,407	•	•	•	2,053	148,460	83,888	1,090,995	
	61	162,511	30,666	78,280	22,037	•	8,222	301,716	157,467	51,133	•	•	2,202	210,802	90,914	1,181,909	
	62	170,034	33,761	79,266	33,597	•	9,458	326,116	183,794	63,621	•	•	2,323	249,738	76,379	1,258,288	
	63	174,181	65,177	80,302	29,066	•	9,402	358,128	198,441	67,447	•	•	2,564	288,451	89,677	1,347,965	
平成	元	179,089	36,696	83,577	26,865	•	8,471	334,698	218,797	67,276	•	•	2,522	288,595	46,103	1,394,067	
	2	224,400	37,752	86,199	38,126	•	7,294	393,770	236,472	71,249	•	•	1,311	311,564	82,206	1,476,273	
	3	238,681	40,090	92,125	45,248	•	5,160	421,305	256,834	77,109	•	•	1,600	338,252	83,053	1,559,326	
	4	251,044	44,384	90,528	57,309	•	5,387	448,653	277,261	85,679	•	•	1,597	367,392	81,261	1,640,586	
	5	262,381	45,711	91,770	65,441	•	5,594	470,896	292,705	90,217	•	•	1,319	387,189	83,708	1,724,294	
	6	269,859	47,921	86,197	67,836	•	5,642	477,454	313,055	97,140	•	•	1,305	414,646	62,808	1,787,102	
	7	315,322	52,451	87,528	68,930	•	7,228	531,459	337,628	108,997	•	•	928	450,860	80,599	1,867,701	
	8	321,284	53,944	78,069	58,921	•	7,656	519,874	346,669	113,235	•	•	885	463,934	55,940	1,923,641	
	9	334,550	53,049	77,433	50,391	•	7,714	523,136	356,670	112,375	667	•	1,48	473,109	50,027	1,973,668	
	10	333,395	52,328	71,484	48,099	5,780	7,652	518,738	370,700	115,633	847	•	3,310	496,263	22,474	1,996,142	
	11	331,730	53,920	67,601	53,322	1,788	7,681	516,043	377,420	121,114	847	•	3,117	504,275	11,767	2,007,910	
	12	328,906	57,968	69,768	56,251	•	7,940	520,834	385,377	127,946	•	•	3,242	517,412	3,422	2,011,332	
	13	324,897	59,977	50,683	52,488	•	7,641	495,685	391,634	135,577	847	•	4,367	532,426	△36,740	1,974,592	

(注) 1. 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金に統合された。
 2. 昭和58年度の過年度過払戻入金(286百万円)は給付費と相殺せずに、その他収入に計上している。
 3. 償却ベースの数値である。
 なお、長期時系列表-1の給付費の表の昭和58年度の数値は相殺した額を計上しているため、それぞれの値は一致しない。

8. 国民年金
(1) 国民年金勘定

年度	収入										支出				収支残	年度末積立金
	保険料	国庫負担	利息及び配当金	基礎年金 交付金	積立金より 受入	その他収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他支出	合計					
昭和 45	106,433	39,399	<39,074>	・	・	26	<184,932>	15,057	・	1,251	16,308	<188,624>	・	<727,124>		
50	369,013	213,319	<109,278>	・	・	2,144	<693,754>	456,026	・	5,725	463,300	<231,404>	・	<1,814,083>		
51	411,116	120,000	<110,837>	・	・	112,732	<754,686>	711,027	・	6,944	717,971	<36,715>	・	<1,842,112>		
52	628,347	239,053	<110,796>	・	・	15,849	<995,044>	944,022	・	8,672	952,694	<42,350>	・	<1,846,562>		
53	832,409	407,550	<112,439>	・	・	44,439	<1,396,837>	1,146,264	・	12,023	1,158,287	<238,550>	・	<2,052,622>		
54	1,005,868	521,361	<125,282>	・	・	38,981	<1,691,492>	1,342,579	・	16,284	1,358,862	<332,629>	・	<2,359,573>		
55	1,182,371	541,961	<150,664>	・	・	32,739	<1,907,725>	1,576,935	・	91,433	1,597,769	<309,956>	・	<2,638,731>		
56	1,240,447	599,635	<182,375>	・	・	37,618	<2,060,075>	1,841,731	・	24,631	1,866,362	<193,713>	・	<2,809,334>		
57	1,376,101	790,458	<191,489>	・	・	28,566	<2,386,613>	2,069,069	・	25,568	2,094,637	<291,976>	・	<3,069,932>		
58	1,460,372	889,471	<192,625>	・	・	36,456	<2,178,923>	2,248,060	・	35,914	2,283,974	<△105,051>	・	<2,927,573>		
59	1,500,687	695,719	<184,063>	・	・	42,149	<2,422,618>	2,424,456	・	37,355	2,461,810	<△39,192>	・	<2,763,292>		
60	1,576,179	843,066	<182,743>	・	・	130,340	<2,732,238>	2,650,113	・	38,367	2,688,380	<△3,948>	・	<2,503,851>		
61	1,212,666	656,720	<133,171>	・	・	218,357	<4,956,273>	2,913,674	1,440,151	43,736	4,397,561	<558,713>	・	<2,191,212>		
62	1,265,068	725,897	<133,786>	・	・	243,454	<5,188,209>	2,736,857	1,742,013	45,533	4,524,403	<663,807>	・	<2,619,652>		
63	1,284,420	919,737	<149,658>	・	・	240,910	<5,538,908>	2,928,581	2,006,921	46,613	4,982,115	<556,794>	・	<2,940,880>		
平成 元	1,284,127	970,035	<151,408>	・	・	240,187	<5,637,490>	3,071,318	2,004,961	45,517	5,121,796	<515,693>	・	<3,221,582>		
2	1,305,264	954,757	<173,652>	・	・	240,024	<5,714,791>	3,172,816	1,850,325	47,804	5,070,945	<643,846>	・	<3,631,712>		
3	1,450,501	1,068,288	<205,708>	・	・	238,581	<6,239,949>	3,264,977	1,965,573	50,967	5,281,517	<968,432>	・	<4,357,171>		
4	1,541,601	1,155,029	<255,112>	・	・	238,238	<6,456,652>	3,276,256	2,125,998	53,975	5,456,229	<△1,000,423>	・	<5,127,519>		
5	1,646,594	1,238,236	<278,925>	・	・	237,378	<6,598,861>	3,234,283	2,318,813	57,274	5,610,370	<949,491>	・	<5,846,811>		
6	1,729,585	1,088,933	<304,284>	・	・	255,564	<6,491,173>	3,218,343	2,537,141	59,700	5,815,184	<675,988>	・	<6,371,211>		
7	1,825,122	1,184,556	<318,373>	・	・	158,093	<6,672,993>	3,219,325	2,705,517	69,106	5,994,937	<678,956>	・	<6,951,616>		
8	1,920,898	1,467,872	<329,609>	・	・	105,650	<6,863,492>	3,104,236	2,732,338	82,552	5,919,126	<944,366>	・	<7,849,328>		
9	1,945,339	1,332,231	<340,452>	・	・	55,738	<6,517,237>	2,978,332	2,835,175	88,615	5,902,122	<615,115>	・	<8,468,288>		
10	1,971,603	1,326,490	<336,751>	・	・	4,419	<6,421,869>	2,893,295	2,960,658	80,817	5,934,769	<487,099>	・	<8,961,937>		
11	2,002,527	1,322,664	<323,554>	・	・	4,119	<6,327,638>	2,778,099	2,971,637	82,692	5,832,428	<495,210>	・	<9,461,724>		
12	1,967,841	1,363,651	<382,834>	・	・	4,334	<6,188,789>	2,645,032	3,092,488	98,241	5,836,129	<352,657>	・	<9,820,796>		
13	1,953,760	1,430,706	<226,287>	・	・	3,564	<6,038,864>	2,513,268	3,287,082	120,117	5,920,467	<△118,397>	・	<9,949,015>		
14	1,895,793	1,456,538	<189,718>	・	・	3,217	<5,822,401>	2,381,898	3,369,340	119,643	5,870,881	<△48,481>	・	<9,910,835>		
15	1,962,656	1,496,285	<152,279>	・	・	3,021	<5,767,670>	2,229,305	3,485,304	103,071	5,817,681	<△50,011>	・	<9,861,172>		
16	1,935,434	1,521,882	<104,365>	・	・	1,641	<5,570,880>	2,077,558	3,543,720	109,058	5,741,560	<△170,680>	・	<9,699,148>		
17	1,948,002	1,702,012	<135,747>	453,864	1,495	1,495	<6,117,461>	1,952,714	3,807,559	374,254	6,224,525	<△107,633>	・	<9,151,357>		
18	1,903,806	1,797,136	<196,468>	282,814	25,429	25,429	<5,916,455>	1,814,902	4,100,247	120,696	6,035,846	<△119,391>	・	<8,766,011>		
19	1,855,173	1,843,634	<111,269>	△307,263	149,026	33,573	<5,572,898>	1,686,247	4,115,111	130,873	5,922,230	<△359,332>	・	<8,269,194>		
20	1,746,999	1,855,801	<109,287>	△592,416	173,700	42,390	<5,414,435>	1,577,938	4,121,836	134,604	5,834,378	<△419,944>	・	<7,691,959>		
21	1,694,961	2,055,363	<333>	△529,565	1,353,361	30,667	<5,134,684>	1,477,278	3,738,901	143,571	5,359,750	<△225,066>	・	<7,482,179>		
22	1,671,654	1,689,847	<348>	△19,380	1,303,994	39,123	<4,704,967>	1,338,004	2,983,621	143,555	4,465,781	<△39,187>	・	<7,733,325>		
23	1,580,681	1,865,917	<1,525>	166,224	1,152,929	21,957	<4,673,064>	1,188,442	3,315,224	136,132	4,633,798	<△33,266>	・	<7,731,781>		
24	1,612,399	2,193,764	<34,328>	729,305	862,888	21,085	<5,222,063>	1,058,972	3,998,677	136,830	5,194,479	<△27,584>	・	<7,278,875>		
25	1,617,761	2,111,919	<173,273>	662,219	783,543	14,827	<4,976,224>	949,991	3,837,846	123,063	4,901,900	<△74,323>	・	<7,094,516>		

(注) 1. 平成17年度以降の備前ベースの利息及び配当金には、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成17年度は年金積立金管理運用基金納付金)を加えたものを計上している。
 2. 平成17年度分の他支出には、財政融資資金繰上償還基金財源(△632億円)を含む。
 3. 平成18年度分の他収入には、旧年金積立金管理運用基金の解散に伴い、年金住宅金融機構回収金等が年金特別会計に継承されたことによる収入(239億円)を含む。
 4. 平成19年度以降の他収入には、独立行政法人福祉医療機構納付金(平成19年度298億円、平成20年度353億円、平成21年度217億円、平成22年度223億円、平成23年度199億円、平成24年度158億円、平成25年度138億円)を含む。
 5. <>内は、備前ベースである。

(2) 基礎年金勘定

年度	入						出				年末 積立金
	拠出保険料収入等			運用収入	その他 収入	合計	基礎年金 給付費	基礎年金 交付金	その他 支出	合計	
	基礎年金 拠出金	特別 国庫負担	計								
昭和	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
61	4,688,883	352,853	5,041,737	53,775	2	5,095,514	452,061	4,549,056	2	5,001,119	724,608
62	5,863,292	398,164	6,261,457	52,071	95,612	6,409,140	661,972	5,484,377	689	6,147,038	724,608
63	5,978,630	458,809	6,437,439	62,775	263,599	6,763,814	777,915	5,457,942	456	6,236,314	724,608
平成	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
元	5,948,464	446,831	6,395,295	65,580	530,135	6,991,010	940,125	5,370,869	132	6,311,126	724,608
2	6,563,995	422,061	6,986,056	66,036	683,477	7,735,568	1,089,080	5,973,074	64	7,062,217	724,608
3	7,285,732	460,491	7,746,223	70,515	676,730	8,493,468	1,354,890	6,394,731	108	7,749,729	724,608
4	8,228,323	446,915	8,675,238	74,817	747,284	9,497,339	1,954,815	6,671,688	209	8,626,712	724,608
5	8,990,817	450,121	9,440,938	58,485	874,670	10,374,093	2,596,833	6,777,531	224	9,374,588	724,608
6	9,565,915	468,856	10,034,771	92,209	1,004,245	11,131,225	3,335,146	6,634,391	232	9,969,769	724,608
7	10,542,701	487,790	11,030,491	76,670	1,166,950	12,274,111	4,169,510	6,837,772	183	11,007,465	724,608
8	11,015,122	499,918	11,515,040	69,970	1,272,522	12,857,532	4,945,478	6,679,046	197	11,624,721	724,608
9	11,365,366	497,294	11,862,660	61,551	1,238,879	13,163,091	5,769,042	6,254,371	1,222	12,024,635	724,608
10	12,159,012	489,780	12,648,792	38,457	1,144,093	13,831,342	6,711,387	6,078,054	393	12,789,834	724,608
11	12,782,826	477,756	13,260,582	38,620	1,047,041	14,346,244	7,614,619	5,769,469	126	13,384,215	724,608
12	13,300,151	481,568	13,781,719	30,441	967,652	14,779,812	8,477,441	5,296,171	103	13,773,716	724,608
13	13,705,264	482,764	14,188,028	20,910	1,011,262	15,220,200	9,363,319	4,710,667	82	14,074,067	724,608
14	14,321,906	475,681	14,797,587	17,463	1,151,446	15,966,496	10,249,367	4,349,885	73	14,599,325	724,608
15	14,889,711	475,479	15,365,190	7,899	1,372,889	16,745,977	11,073,549	4,143,793	108	15,217,450	724,608
16	15,542,696	473,595	16,016,291	8,257	1,532,930	17,557,478	11,811,815	4,196,666	78	16,008,559	724,608
17	16,380,029	488,513	16,868,542	8,303	1,553,335	18,430,181	12,638,647	4,377,272	80	17,015,999	724,608
18	17,209,375	498,591	17,707,966	11,476	1,418,659	19,138,101	13,490,924	4,214,853	94	17,705,871	724,608
19	17,999,928	508,070	18,507,998	16,870	1,436,199	19,961,067	14,461,840	3,931,607	71	18,393,517	724,608
20	18,736,473	519,375	19,255,848	17,191	1,571,767	20,844,806	15,445,794	3,806,742	49	19,252,585	724,608
21	20,235,710	242,999	20,478,710	12,554	1,597,497	22,088,761	16,426,880	3,760,662	151	20,187,692	724,608
22	20,828,944	256,506	21,085,450	9,324	1,907,796	23,002,569	16,969,603	3,566,870	409	20,536,882	724,608
23	21,052,004	382,374	21,434,378	10,814	2,471,882	23,917,074	17,435,643	3,464,658	504	20,900,805	724,608
24	20,567,104	352,820	20,919,923	10,571	3,020,924	23,951,419	18,303,551	2,953,227	452	21,257,230	2,322,277
25	20,636,312	341,408	20,977,720	9,726	1,100,982	22,088,428	19,270,289	2,160,679	446	21,431,414	2,979,291

(注) 1. 「基礎年金勘定の積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部を、この勘定の積立金としたものである。なお、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)の改正により、平成24年度決算以降、収支差を積立金として積み立てた。
2. 簿価ベースの数値である。

長期時系列表一 3

年金扶養比率の推移

年度	厚生年金 (世帯)	厚生年金 (含まない)	旧船員保険	国共済	連合会	旧郵政	旧三共済	日本鉄道	日本電話番号	日本たばこ	地共済	私学共済	旧農林年金	国民年金	国民年金 (基礎年金)
45	42.16	42.78	18.82	9.54	11.22	6.85	4.65	3.37	12.18	5.29	11.10	75.83	23.16	・	・
50	22.64	22.90	10.60	5.79	6.42	4.58	3.76	2.59	9.86	3.75	8.04	51.91	11.63	9.48	・
51	19.08	19.29	9.04	5.39	5.94	4.29	3.65	2.50	9.54	3.58	7.33	46.55	10.61	7.80	・
52	16.44	16.61	7.81	5.06	5.55	4.08	3.47	2.36	9.09	3.40	6.85	41.42	9.87	6.94	・
53	14.55	14.72	6.54	4.68	5.06	3.88	3.26	2.22	8.54	3.23	6.48	38.01	9.19	6.28	・
54	13.30	13.45	5.77	4.37	4.72	3.64	3.03	2.05	7.92	3.00	6.07	34.86	8.52	5.67	・
55	12.33	12.48	5.10	4.11	4.40	3.46	2.80	1.90	7.15	2.72	5.70	32.34	8.05	5.18	・
56	11.36	11.51	4.35	3.85	4.10	3.29	2.54	1.70	6.51	2.39	5.31	29.63	7.42	4.78	・
57	10.46	10.60	3.76	3.62	3.84	3.12	2.28	1.52	5.81	2.12	4.91	27.25	6.81	4.41	・
58	9.53	9.66	3.21	3.41	3.61	2.94	1.99	1.30	5.13	1.89	4.57	24.24	6.21	4.08	・
59	8.84	8.97	2.72	3.20	・	・	1.78	1.14	4.54	1.76	4.25	22.38	5.72	3.86	・
60	8.15	8.29	2.23	2.97	・	・	1.42	0.83	3.95	1.57	3.97	20.69	5.33	3.67	・
61	7.39	・	・	2.78	・	・	1.32	0.77	3.50	1.34	3.77	18.85	5.09	・	5.63
62	7.03	・	・	2.64	・	・	1.16	0.61	3.25	1.24	3.59	17.92	4.94	・	5.47
63	6.81	・	・	2.50	・	・	1.12	0.60	2.97	1.15	3.41	17.14	4.73	・	5.31
平成 元	6.64	・	・	2.38	・	・	1.08	0.60	2.68	1.06	3.26	16.30	4.57	・	5.16
2	6.51	・	・	2.26	・	・	1.04	0.58	2.50	0.96	3.15	12.86	4.44	・	4.99
3	6.40	・	・	2.21	・	・	1.04	0.59	2.35	0.99	3.04	12.21	4.30	・	4.88
4	6.14	・	・	2.16	・	・	1.04	0.61	2.20	1.02	2.94	11.60	4.23	・	4.68
5	5.83	・	・	2.11	・	・	1.04	0.62	2.10	1.04	2.86	10.97	4.15	・	4.49
6	5.53	・	・	2.08	・	・	1.02	0.64	1.93	1.03	2.79	10.34	4.00	・	4.31
7	4.98	・	・	1.99	・	・	1.02	0.65	1.83	0.99	2.64	8.15	3.83	・	4.15
8	4.76	・	・	1.97	・	・	1.02	0.66	1.82	0.97	2.59	7.47	3.68	・	4.00
9	4.28	・	・	1.95	・	・	・	・	・	・	2.52	7.06	3.49	・	3.83
10	4.01	・	・	1.92	・	・	・	・	・	・	2.45	6.70	3.35	・	3.69
11	3.79	・	・	1.91	・	・	・	・	・	・	2.40	6.36	3.24	・	3.57
12	3.57	・	・	1.89	・	・	・	・	・	・	2.32	5.98	3.09	・	3.43
13	3.33	・	・	1.85	・	・	・	・	・	・	2.24	5.65	2.93	・	3.29
14	3.17	・	・	1.81	・	・	・	・	・	・	2.16	5.60	・	・	3.16
15	3.00	・	・	1.76	・	・	・	・	・	・	2.09	5.34	・	・	3.05
16	2.91	・	・	1.73	・	・	・	・	・	・	2.00	5.14	・	・	2.96
17	2.87	・	・	1.71	・	・	・	・	・	・	1.95	5.02	・	・	2.87
18	2.82	・	・	1.68	・	・	・	・	・	・	1.89	4.88	・	・	2.77
19	2.74	・	・	1.62	・	・	・	・	・	・	1.79	4.67	・	・	2.67
20	2.60	・	・	1.58	・	・	・	・	・	・	1.69	4.49	・	・	2.55
21	2.47	・	・	1.53	・	・	・	・	・	・	1.60	4.32	・	・	2.45
22	2.39	・	・	1.53	・	・	・	・	・	・	1.53	4.19	・	・	2.40
23	2.33	・	・	1.52	・	・	・	・	・	・	1.47	4.09	・	・	2.33
24	2.28	・	・	1.50	・	・	・	・	・	・	1.43	4.00	・	・	2.23
25	2.32	・	・	1.52	・	・	・	・	・	・	1.43	4.04	・	・	2.15

(注) 1. 郵政共済組合は昭和59年4月に国共済連合会に、船員保険は昭和61年4月に厚生年金に、日本鉄道、日本電話番号及び日本たばこは産業界の各共済組合は平成14年4月に厚生年金に統合された。
 2. 国民年金(基礎年金)の年金扶養比率は、分子を第1〜3号被保険者数、分母を老齢基礎年金受給者数として算出している。

総合費用率の推移

年度	厚生年金		国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金	
	実績	実績推計		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ				
(西暦)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
昭和 61	1986	<9.84>		<10.69>	<28.75>	<11.75>	<16.32>	<6.65>	<6.54>	<12.46>
62	1987	<10.32>		<12.09>	<32.15>	<15.22>	<21.14>	<8.30>	<7.02>	<14.04>
63	1988	<8.86>		<10.99>	<22.54>	<14.48>	<22.60>	<9.26>	<5.12>	<13.07>
平成 元	1989	<10.63>		<14.56>	<19.31>	<15.37>	<25.85>	<8.63>	<6.21>	<16.63>
2	1990	<10.52>		<15.56>	<37.11>	<15.09>	<30.69>	<10.55>	<8.12>	<16.65>
3	1991	<10.79>		<16.32>	<33.10>	<15.85>	<28.89>	<10.85>	<8.46>	<17.04>
4	1992	<11.17>		<16.58>	<32.14>	<17.02>	<28.77>	<11.18>	<9.19>	<17.02>
5	1993	<11.61>		<16.71>	<31.65>	<17.21>	<27.03>	<11.71>	<9.70>	<16.93>
6	1994	<12.41>		<17.14>	<29.14>	<18.39>	<27.23>	<12.46>	<10.15>	<17.83>
7	1995	<13.75>		<18.66>	<31.29>	<19.67>	<27.92>	<13.20>	<10.79>	<19.33>
8	1996	<14.63>		<19.19>	<31.38>	<19.37>	<28.11>	<13.10>	<11.16>	<20.48>
9	1997	<15.11>		<19.13>	・	・	・	<13.45>	<11.83>	<21.68>
10	1998	<16.35>		<19.45>	・	・	・	<14.54>	<12.53>	<23.04>
11	1999	<16.96>		<20.32>	・	・	・	<15.35>	<13.12>	<23.46>
12	2000	<17.86>	<18.5>	<20.89>	・	・	・	<16.14>	<13.80>	<24.10>
13	2001	<18.77>	<19.6>	<21.54>	・	・	・	<16.71>	<14.27>	<25.33>
14	2002	<19.82>	<20.7>	<22.12>	・	・	・	<17.54>	<14.21>	・
15	2003	<20.70>	17.30	<21.7>	18.1	<23.33>	17.35	・	・	・
16	2004	<21.35>	17.83	<22.3>	18.6	<23.05>	17.14	・	・	・
17	2005	<21.36>	17.85	<22.4>	18.7	<22.42>	16.73	・	・	・
18	2006	<21.42>	17.89	<22.3>	18.6	<23.51>	17.59	・	・	・
19	2007	<21.38>	17.88	<22.2>	18.6	<25.05>	18.75	・	・	・
20	2008	<21.69>	18.23	<22.7>	19.0	<26.57>	19.92	・	・	・
21	2009	<22.52>	19.20	<23.7>	20.2	<26.27>	19.94	・	・	・
22	2010	<23.24>	19.73	<24.3>	20.6	<26.44>	20.24	・	・	・
23	2011	<22.79>	19.29	<23.8>	20.1	<27.40>	21.21	・	・	・
24	2012	<22.36>	18.96	<23.7>	20.1	<30.81>	24.00	・	・	・
25	2013	<22.51>	19.07	<23.7>	20.1	<30.47>	23.66	・	・	・

独自給付費用率の推移

年度	厚生年金		国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金	
	実績	実績推計		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ				
(西暦)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
昭和 61	1986	<7.26>		<8.51>	<25.89>	<9.63>	<13.93>	<4.73>	<4.53>	<9.73>
62	1987	<7.18>		<9.46>	<28.34>	<12.54>	<18.37>	<6.01>	<4.61>	<10.73>
63	1988	<6.01>		<8.20>	<19.41>	<11.78>	<19.83>	<6.88>	<2.59>	<9.65>
平成 元	1989	<8.02>		<11.79>	<16.71>	<12.77>	<23.15>	<6.31>	<3.72>	<13.28>
2	1990	<7.67>		<12.86>	<33.99>	<12.54>	<27.92>	<8.23>	<5.45>	<13.26>
3	1991	<7.78>		<13.55>	<29.89>	<13.26>	<26.22>	<8.46>	<5.69>	<13.54>
4	1992	<7.92>		<13.63>	<28.75>	<14.22>	<25.82>	<8.64>	<6.31>	<13.32>
5	1993	<8.16>		<13.70>	<28.15>	<14.35>	<23.91>	<9.09>	<6.79>	<13.20>
6	1994	<8.86>		<13.96>	<25.60>	<15.34>	<24.03>	<9.74>	<7.11>	<13.93>
7	1995	<9.90>		<15.19>	<27.51>	<16.36>	<24.45>	<10.29>	<7.50>	<15.02>
8	1996	<10.64>		<15.64>	<27.32>	<16.08>	<24.53>	<10.10>	<7.79>	<16.04>
9	1997	<11.09>		<15.47>	・	・	・	<10.39>	<8.39>	<17.25>
10	1998	<11.99>		<15.54>	・	・	・	<11.31>	<8.92>	<18.45>
11	1999	<12.25>		<16.17>	・	・	・	<11.92>	<9.30>	<18.63>
12	2000	<12.95>	<13.6>	<16.56>	・	・	・	<12.47>	<9.67>	<18.96>
13	2001	<13.74>	<14.5>	<17.14>	・	・	・	<12.98>	<10.06>	<19.82>
14	2002	<14.44>	<15.3>	<17.54>	・	・	・	<13.70>	<10.05>	・
15	2003	<15.07>	12.59	<16.0>	13.4	<18.42>	13.70	・	・	・
16	2004	<15.50>	12.94	<16.4>	13.7	<17.75>	13.20	・	・	・
17	2005	<15.47>	12.92	<16.5>	13.8	<17.24>	12.87	・	・	・
18	2006	<15.36>	12.83	<16.2>	13.5	<18.37>	13.75	・	・	・
19	2007	<15.17>	12.69	<16.1>	13.4	<19.67>	14.73	・	・	・
20	2008	<15.24>	12.81	<16.2>	13.6	<21.11>	15.83	・	・	・
21	2009	<16.58>	14.13	<17.7>	15.1	<21.56>	16.36	・	・	・
22	2010	<16.84>	14.29	<17.9>	15.2	<21.15>	16.19	・	・	・
23	2011	<16.51>	13.98	<17.5>	14.8	<21.95>	16.99	・	・	・
24	2012	<16.56>	14.04	<17.9>	15.2	<25.35>	19.75	・	・	・
25	2013	<16.71>	14.15	<17.9>	15.2	<25.04>	19.44	・	・	・

(注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に、農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金に統合された。
 2. 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。
 3. 厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めるなどしたものである。
 4. < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

付属資料◆長期時系列

収支比率の推移

年度	厚生年金		国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金	国民年金 (国民年金勘定)				
	実績	実績推計		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ								
昭和 61	(西暦) 1986	<61.45>		<56.29>	<136.01>	<63.93>	<80.42>	<35.99>	<39.06>	<64.74>	<71.46>			
62	1987	<64.44>		<63.20>	<160.35>	<81.35>	<95.48>	<44.72>	<41.65>	<72.22>	<66.62>			
63	1988	<66.43>		<68.84>	<117.00>	<80.97>	<107.56>	<47.81>	<30.18>	<67.45>	<74.72>			
平成 元	1989	<67.18>		<67.88>	<99.79>	<76.75>	<124.59>	<43.24>	<35.32>	<84.71>	<77.64>			
2	1990	<60.74>		<68.43>	<101.03>	<73.32>	<100.53>	<46.02>	<41.56>	<75.07>	<69.46>			
3	1991	<61.38>		<72.60>	<92.72>	<72.09>	<100.14>	<47.64>	<43.40>	<75.63>	<53.46>			
4	1992	<63.49>		<74.12>	<92.20>	<78.67>	<103.80>	<49.84>	<47.95>	<76.95>	<54.57>			
5	1993	<66.03>		<74.91>	<92.63>	<79.04>	<100.85>	<53.24>	<50.96>	<77.11>	<60.04>			
6	1994	<68.21>		<76.06>	<86.37>	<82.10>	<101.33>	<56.86>	<55.31>	<83.06>	<75.41>			
7	1995	<68.99>		<75.11>	<91.53>	<81.38>	<99.80>	<56.97>	<55.27>	<80.97>	<72.47>			
8	1996	<72.41>		<75.99>	<86.35>	<69.22>	<99.79>	<57.22>	<58.43>	<87.12>	<59.06>			
9	1997	<73.75>		<75.74>	.	.	.	<57.66>	<60.55>	<88.94>	<71.65>			
10	1998	<80.55>		<80.79>	.	.	.	<63.20>	<64.43>	<95.52>	<75.59>			
11	1999	<84.86>		<85.08>	81.95	.	.	<64.47>	<67.28>	<98.20>	<75.33>			
12	2000	<90.97>	83.6	<89.34>	95.51	.	.	<72.61>	<74.27>	<100.32>	<80.16>			
13	2001	<97.17>	102.36	<95.17>	101.43	.	.	<78.13>	<79.22>	<110.65>	<89.22>	93.59		
14	2002	<104.74>	119.23	<97.24>	100.61	.	.	<84.26>	<82.99>	108.15	.	<96.74>	108.55	
15	2003	<117.21>	98.33	<97.98>	91.28	.	.	<89.33>	70.20	<86.19>	82.81	.	<97.63>	85.65
16	2004	<124.27>	113.10	<98.30>	96.87	.	.	<93.49>	83.09	<86.77>	78.56	.	<103.10>	95.56
17	2005	<121.26>	90.75	<92.99>	79.15	.	.	<82.71>	57.87	<73.96>	65.53	.	<109.03>	87.61
18	2006	<115.18>	107.39	<95.65>	96.42	.	.	<79.95>	83.35	<76.06>	73.20	.	<114.61>	109.83
19	2007	<117.19>	161.94	<99.64>	132.63	.	.	<89.12>	243.30	<84.02>	178.05	.	<120.87>	153.49
20	2008	<116.26>	203.62	<114.52>	196.53	.	.	<112.51>	1,176.19	<92.78>	511.38	.	<127.01>	204.20
21	2009	<128.76>	92.80	<115.32>	92.77	.	.	<114.47>	73.66	<91.28>	58.81	.	<106.62>	81.25
22	2010	<128.09>	131.28	<113.29>	120.49	.	.	<114.59>	133.77	<96.53>	106.78	.	<79.45>	80.40
23	2011	<122.54>	111.75	<117.85>	117.04	.	.	<118.02>	104.91	<97.27>	92.62	.	<93.84>	84.99
24	2012	<115.56>	82.61	<129.74>	109.60	.	.	<123.08>	67.28	<97.87>	65.34	.	<121.51>	85.45
25	2013	<108.09>	84.36	<123.10>	109.15	.	.	<102.96>	75.80	<78.49>	68.59	.	<105.16>	82.60

積立比率の推移

年度	厚生年金		国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金	国民年金 (国民年金勘定)				
	実績	実績推計		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ								
昭和 61	(西暦) 1986	<6.75>		<9.51>	<1.74>	<10.16>	<5.26>	<15.87>	<14.36>	<7.00>	<2.70>			
62	1987	<6.75>		<9.04>	<1.58>	<8.48>	<4.31>	<13.82>	<14.12>	<6.56>	<2.36>			
63	1988	<8.04>		<10.38>	<1.65>	<8.64>	<4.06>	<13.18>	<20.30>	<7.33>	<2.44>			
平成 元	1989	<6.78>		<8.43>	<1.69>	<8.33>	<3.36>	<15.04>	<17.79>	<6.06>	<2.64>			
2	1990	<6.70>		<7.97>	<0.86>	<8.45>	<2.66>	<12.69>	<14.84>	<5.98>	<3.14>			
3	1991	<6.63>		<7.78>	<0.88>	<8.23>	<2.64>	<12.84>	<14.75>	<5.90>	<4.10>			
4	1992	<6.65>		<7.83>	<0.93>	<7.95>	<2.52>	<12.99>	<13.98>	<5.93>	<4.44>			
5	1993	<6.76>		<7.91>	<1.00>	<8.06>	<2.58>	<12.94>	<13.68>	<6.01>	<4.44>			
6	1994	<6.64>		<7.89>	<1.14>	<7.73>	<2.52>	<12.60>	<13.39>	<5.83>	<3.81>			
7	1995	<6.26>		<7.39>	<1.18>	<7.38>	<2.42>	<12.23>	<12.87>	<5.48>	<4.10>			
8	1996	<6.18>		<7.38>	<1.27>	<7.55>	<2.43>	<12.83>	<12.98>	<5.37>	<5.23>			
9	1997	<6.12>		<7.63>	.	.	.	<13.00>	<12.73>	<5.25>	<4.79>			
10	1998	<6.04>		<7.75>	.	.	.	<12.58>	<12.45>	<5.10>	<4.85>			
11	1999	<6.18>		<7.57>	7.72	.	.	<12.36>	<12.26>	<5.09>	<5.11>			
12	2000	<6.08>	7.5	<7.33>	7.51	.	.	<12.38>	<11.93>	<5.02>	<5.24>			
13	2001	<5.92>	5.85	<7.31>	7.42	.	.	<12.26>	<11.72>	<4.84>	<5.05>			
14	2002	<5.63>	5.51	<7.23>	7.28	.	.	<12.00>	<11.41>	.	<4.93>	4.83		
15	2003	<5.46>	5.23	<7.03>	7.05	.	.	<11.44>	11.16	<10.69>	10.77	<4.80>	4.59	
16	2004	<5.25>	5.19	<7.17>	7.28	.	.	<10.86>	10.89	<10.49>	10.63	<4.69>	4.62	
17	2005	<5.19>	5.21	<7.36>	7.49	.	.	<10.53>	10.70	<10.27>	10.59	<4.27>	4.28	
18	2006	<4.88>	5.17	<7.08>	7.41	.	.	<10.56>	11.24	<10.28>	10.76	.	<3.80>	4.02
19	2007	<4.70>	5.05	<6.73>	7.04	.	.	<10.53>	11.14	<10.08>	10.60	.	<3.68>	3.94
20	2008	<4.47>	4.58	<6.34>	6.40	.	.	<10.07>	10.00	<9.92>	9.82	.	<3.51>	3.59
21	2009	<4.33>	4.07	<6.28>	6.02	.	.	<10.00>	9.17	<9.89>	9.07	.	<4.26>	3.98
22	2010	<4.06>	4.10	<6.16>	6.13	.	.	<10.03>	9.69	<9.01>	8.98	.	<5.63>	5.65
23	2011	<3.92>	3.95	<5.75>	5.69	.	.	<9.73>	9.29	<8.72>	8.63	.	<5.21>	5.21
24	2012	<3.79>	3.90	<5.10>	5.06	.	.	<9.12>	8.82	<7.70>	7.68	.	<3.86>	3.95
25	2013	<4.04>	3.60	<4.96>	5.07	.	.	<8.52>	8.90	<7.66>	8.14	.	<3.86>	4.32

(注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に、農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金に統合された。
 2. 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。
 3. 厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めるなどしたものである。
 4. < >内の数値は、簿価ベースである。

最近の経済等の状況

年金の財政状況を見る上では、その背景となる実態経済の状況を把握した上で行う必要がある。以下は、最近の経済等の概要である。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
①消費者物価増減率 (%, 暦年)	-1.4	-0.7	-0.3	0.0	0.4
②賃金指数の増減 (%, 年度)	-3.4	0.5	-0.3	-0.7	0.1
③TOPIXの増減 (%, 年度末)	26.52	-11.18	-1.73	21.11	16.25
④日経平均株価の増減 (%, 年度末)	36.75	-12.04	3.37	22.95	19.60
⑤無担保コールオーバーナイト物 (%, 年度末)	0.082	0.062	0.076	0.058	0.044
⑥実質GDP成長率 (%, 年度)	-2.0	3.4	0.4	1.0	2.1
運用ベンチマーク (年度)					
⑦国内債券 (%)	2.03	1.81	2.94	3.63	0.56
⑧国内株式 (%)	28.47	-9.23	0.59	23.82	18.56
⑨外国債券 (%)	0.82	-7.38	4.96	17.86	15.09
⑩外国株式 (%)	46.52	2.27	0.34	28.78	32.09
⑪円ドルレート (円、年度末)	93.27	82.84	82.17	94.04	102.98
⑫完全失業率 (%, 暦年)	5.1	5.1	4.6	4.3	4.0
⑬生産年齢人口 (千人、10月1日)	81,493	81,735	81,342	80,175	79,010
⑭合計特殊出生率 (暦年)	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43
⑮65歳の平均余命(男) (年、暦年)	18.88	18.74	18.69	18.89	19.08
⑯同 (女) (年、暦年)	23.97	23.80	23.66	23.82	23.97

引用：①は総務省消費者物価指数、②は厚生労働省毎月勤労統計調査、③は東京証券取引所ホームページ（配当なし指標）、④は日本経済新聞社ホームページ、⑤、⑪は日本銀行各種マーケット関連統計、⑥は内閣府国民経済計算、⑦～⑩は年金積立金管理運用独立行政法人が管理運用方針において定めているベンチマーク（詳細は各年度の業務概況書（年金積立金管理運用独立行政法人）を参照）、⑫は総務省労働力調査、⑬は総務省人口推計、⑭は厚生労働省人口動態統計、⑮、⑯は厚生労働省簡易生命表

用語解説 (五十音順)

○解散厚生年金基金等徴収金

厚生年金基金が確定給付企業年金に移行する際、代行部分に関する権利義務は国に戻るが、それに伴って解散厚生年金基金等から国庫に納められるもの。物納による徴収分は、ここには含まず、直接積立金に入る。

○基礎年金給付費

昭和 60 年改正後の国民年金（新法国民年金）の老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の給付に要する費用のことであり、全国民共通の給付として年金特別会計基礎年金勘定から支払われる。

○基礎年金拠出金

基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費を公的年金各制度で分担して負担する分として、年金特別会計基礎年金勘定に納付する又は繰り入れる額のことである。

公的年金各制度は、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額から所定の特別国庫負担の額を控除した額を、被保険者数（基礎年金拠出金算定対象者数）に応じて分担して負担する。ただし、毎年度の決算額は、前々年度の精算額と当年度の概算額をもととする額である（概算額と確定額の差額は、翌々年度に精算される。）。

●保険料・拠出金算定対象額

基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額から所定の特別国庫負担の額を控除した額

●基礎年金拠出金算定対象者

国民年金にあつては保険料納付済期間又は保険料 4 分の 1 免除期間又は保険料半額免除期間又は保険料 4 分の 3 免除期間を有する第 1 号被保険者（任意加入者も含む）、被用者年金にあつては第 2 号被保険者で 20 歳以上 60 歳未満の者及び第 3 号被保険者

●基礎年金拠出金単価

基礎年金拠出金算定対象者 1 人当り保険料・拠出金算定対象額

●各制度が負担する基礎年金拠出金額

基礎年金拠出金単価×当該制度の基礎年金拠出金算定対象者数

[⇒用語解説参考図表 1 公的年金制度の財政収支（概念図） 参照]

○基礎年金交付金

昭和 60 年改正前の国民年金及び被用者年金（旧法年金）の給付費のうち基礎年金に相当する給付に要する費用（基礎年金相当給付費）に充てる分として、年金特別会計基礎年金勘定から国民年金（国民年金勘定）及び被用者年金各制度に繰り入れられる又は交付される額のことである。

[⇒用語解説参考図表 1 公的年金制度の財政収支（概念図） 参照]

○基礎年金相当給付費〔＝みなし基礎年金給付費〕

昭和 60 年改正前の旧法による年金の給付に要する費用のうち、基礎年金に相当する給付に要する費用のことである。みなし基礎年金給付費ともいう。

○基礎年金費用率

自前で用意しなければならない費用のうち、基礎年金にかかる費用の、標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金 (国庫・公経済負担分除く)}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

○給付費

厚生年金にあつては「保険給付」に、国共済・地共済・私学共済にあつては「長期給付」に、国民年金（国民年金勘定）にあつては昭和 60 年改正前の旧法国民年金の「給付」及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の「給付」に、それぞれ要する費用のことである。

（留意点）

- ・国民年金（国民年金勘定）の給付費には、新法国民年金の基礎年金の給付に要する費用（基礎年金給付費）は含まれず（これは年金特別会計基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費が含まれる。
- ・国民年金（国民年金勘定）の給付費には、老齢福祉年金の給付に要する費用は含まれない（福祉年金勘定に含まれる）。
- ・被用者年金各制度の給付費には、基礎年金給付費は含まれず（これは年金特別会計基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費が含まれる。
- ・被用者年金各制度の給付費には、原則 60～64 歳の者に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金の給付に要する費用が含まれるが、これには報酬比例部分のほか定額部分も含まれる。
- ・厚生労働省からの報告に基づいて、平成 16 年度以降の厚生年金の給付費には、厚生年金基金への政府負担金を含む。

〔⇒用語解説参考図表 2 被用者年金の給付構造 参照〕

○厚生年金基金の代行部分

「代行部分」、「免除保険料」の項を参照。

○厚生年金の実績推計

厚生年金の実績を平成 21 年財政検証において作成された将来見通しと比較できるように加工したものである。

厚生年金の平成 21 年財政検証では、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体について将来見通しが作成されている。さらに、将来見通しにおいて、返済期日の定まっていない国庫負担繰延額については当初から積立金額に加算され、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、厚生年金の決算ベースの実績に以下の修正を加えた「実績推計」が作成されている。

1) 厚生年金基金の代行部分の取扱い

厚生年金の平成 21 年財政検証では、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体について将来見通しが作成されていることから、以下のとおり修正を加える。

- 保険料収入に厚生年金基金に係る免除保険料を加える。
- 給付費に厚生年金基金から給付されている代行給付額（年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられている額）を加える。
- 積立金額に厚生年金基金の最低責任準備金を加え、運用収入にその修正等により発生したであろう運用収入を加える。
- 収入から解散厚生年金基金等徴収金を控除する。

2) 国庫負担繰延額などの取扱い

将来見通しにおいては、積立金額に国庫負担繰延額が加算されたものとして作成されていることから、以下のとおり修正を加える。

- 積立金額に国庫負担繰延額を加える。
- 収入から積立金より受入を控除する。

3) 基礎年金交付金、職域等費用納付金の取扱い

将来見通しに基準をそろえるために、収入から基礎年金交付金及び職域等費用納付金を、給付費から基礎年金交付金相当額及び職域等費用納付金相当額を控除する。

○国民年金、国民年金（国民年金勘定）、国民年金（基礎年金勘定）

国民年金の被保険者は、第 1 号被保険者（第 2 号、第 3 号被保険者のいずれにも該当しない 20 歳以上 60 歳未満の者。自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人など）、第 2 号被保険者（被用者年金の被保険者。ただし、65 歳以上で老齢給付の受給権を有する者は除く。）、第 3 号被保険者（第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者）、任意加入被保険者である。

国民年金の給付には、基礎年金勘定から支給される全国民共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金）がある。また、国民年金勘定から支給される第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む）に係る付加年金等の国民年金独自の給付や、昭和 60 年改正前の旧法による年金の給付がある。

本報告では、基礎年金勘定に係る事項については「基礎年金勘定」あるいは「国民年金（基礎年金勘定）」と、国民年金勘定に係る事項については「国民年金勘定」ある

いは「国民年金（国民年金勘定）」と表記する。

なお、単に「国民年金」と呼ぶ場合には、国民年金全体という意味で用いる場合と、国民年金（国民年金勘定）という意味で用いる場合がある。

○国民年金の実績推計

国民年金の平成 21 年財政検証では、国庫負担繰延額については当初から積立金額に加算され、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、国民年金の決算ベースの実績に以下の修正を加えた「実績推計」が作成されている。

1) 国庫負担繰延額などの取扱い

国民年金の平成 21 年財政検証では、積立金額に国庫負担繰延額が加算されたものとして作成されていることから、以下のとおり修正を加える。

- 積立金額に国庫負担繰延額を加える。
- 収入から積立金より受入を控除する。

2) 基礎年金交付金の取扱い

将来見通しにおいては、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されていることから、収入から基礎年金交付金を、給付費から基礎年金交付金相当額を控除する。

○国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金

●国共済組合連合会等拠出金収入

旧三公社共済組合（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の厚生年金への統合（平成 9 年 4 月）に伴う支援措置に基づき、厚生年金における国共済、地共済、私学共済及び農林年金から納付される拠出金収入の合計額のことである。

●年金保険者拠出金

旧三公社共済組合の共済年金の厚生年金への統合（平成 9 年 4 月）に伴う支援措置に基づき、国共済、地共済、私学共済及び農林年金の各制度における厚生年金に納付する拠出金のことである。この合計額は国共済組合連合会等拠出金収入と一致する。

○国共済と地共済の財政調整

国共済と地共済の財政単位の一元化に伴い、平成 16 年 10 月から実施されている両制度間の財政調整のことであり、費用負担の平準化のための財政調整（財政調整 A）と年金給付に支障を来さないための財政調整（財政調整 B）がある。この財政調整による拠出金が「財政調整拠出金」、その受入れ額が「財政調整拠出金収入」である。

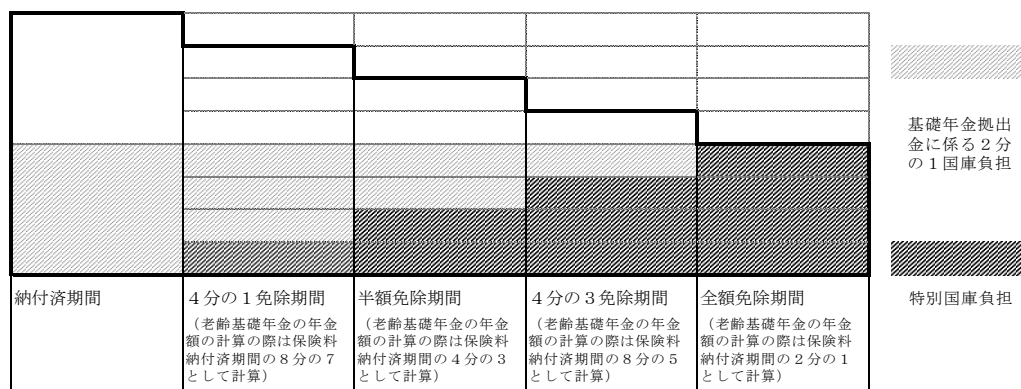
○国共済＋地共済

国共済と地共済は、平成 16 年度から財政単位が一元化され、財政再計算では国共済と地共済の財政を一体として扱って将来見通しが示されており、参考として、国共済、地共済各々の将来見通しも示されている。一方、決算については国共済と地共済でそれぞれ個別に行われている。本報告では、国共済・地共済合算分を「国共済＋地共済」と表記することとし、国共済、地共済の決算ヒアリングの結果を基に「国共済＋地共済」の数値を作成し、国共済、地共済それぞれに加え、「国共済＋地共済」についても実績と平成 21 年財政再計算結果との比較を行う。

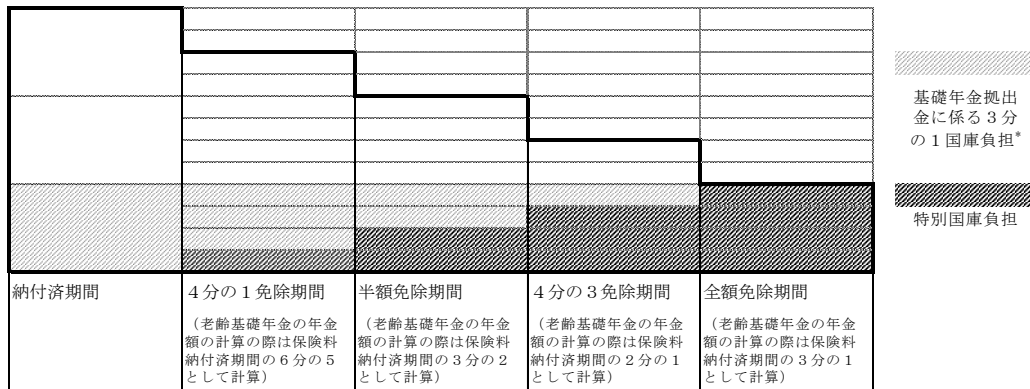
○国庫・公経済負担

公的年金各制度の基礎年金拠出金の 2 分の 1（従来は 3 分の 1 であったが平成 16 年度から段階的に引上げられ平成 21 年度に 2 分の 1 となった。なお、18 年度は約 35.8%（3 分の 1 + 1000 分の 25）、19 年度、20 年度は約 36.5%（3 分の 1 + 1000 分の 32）である。）に相当する額、被用者年金制度にあっては昭和 36 年 4 月前の加入期間に係る給付に要する費用（恩給公務員等期間に係る費用は除く。）の一定割合（厚生年金は 20%、国共済・地共済は 15.85%、私学共済・旧農林年金は 19.82%）に相当する額、国民年金にあっては国民年金の保険料免除期間に係る基礎年金給付費の全額（全額免除期間）又は^{注1} 5 分の 3（4 分の 3 免除期間）、3 分の 1（半額免除期間）、7 分の 1（4 分の 1 免除期間）、20 歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の一部など^{注2}を国庫又は地方公共団体等が負担するものとされており、これらの負担額のことである。

注 1 国民年金保険料免除期間（平成 21 年度以降の免除期間）に係る国庫負担
（太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当）



(参考) 国民年金保険料免除期間（平成 20 年度以前の免除期間）に係る国庫負担
 (太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当)



* 平成 16 年度以降、従来の 3 分の 1 から段階的に引き上がった。

注 2 上記以外の国庫・公経済負担の例

- ・旧法国民年金の保険料免除期間に係る給付費に対するもの、旧法障害福祉年金等の 20/100*、優遇分（いわゆる嵩上げ（カサ上げ）加算分）の 4 分の 1 及び 5 年年金の 8 分の 1
 - ・旧法被用者年金の老齢年金に相当する分のうち国民年金の嵩上げ相当分の 4 分の 1
 - ・新法国民年金の付加年金に対するもの
- など

* 平成 17 年度までは 40/100、平成 18 年度は 38/100、平成 19・20 年度は 37/100。

○国庫負担の繰延べ

過去においては、国の厳しい財政状況に鑑み、年金財政に支障が生じないように配慮しつつ、やむを得ない措置として、厚生年金・国民年金の国庫負担の一部が繰延べられた年度がある。返済については年金財政の安定が損なわれることのないよう、運用収入相当額を含め後日返済されることが法律に明記されている。

○財政検証

平成 16 年の制度改正により保険料水準固定方式により運営されることとなった厚生年金、国民年金において、従来の財政再計算に代わって、少なくとも 5 年ごとに行われる「財政の現況及び見通しの作成」のことである。

なお、平成 13 年 3 月 16 日付けの閣議決定により、社会保障審議会年金数理部会で行うことになった、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政検証・財政再計算時に行う検証を指す場合もある。現在は、両者を区別するため、年金数理部会においては、「財政検証・財政再計算時の検証（レビュー）」または「財政検証・財政再計算時のレビュー」と称することとしている。また、旧社会保障制度審議会年金数理部会においても、平成 8 年 3 月 8 日付けの閣議決定において、同様のことを行うもの（1-8 を参照）とされていた。

○財政再計算

公的年金の保険料(率)及び財政見通しは、給付に要する費用額等を予想し、将来にわたって財政の均衡が保たれるように計算されるものであるが、実際の被保険者数や受給者数、財政状況は必ずしも予想どおりとはならず、その場合、予定した長期的な収支均衡が図れない恐れがあることになるので、少なくとも5年に一度、経済社会の変化・事業状況に基づき予想の前提を改めた上で再度計算し、収入と支出の長期的均衡が図られるよう、保険料(率)及び財政見通しを見直している。これが財政再計算である。給付設計の見直しなどの制度改正も併せて行われることが多い。

なお、平成16年の制度改正で保険料水準固定方式となった厚生年金、国民年金は、今後は財政再計算の仕組みに代わって、「財政の現況及び見通しの作成」を行うこととなった。

○財政の現況及び見通し

平成16年の制度改正で、厚生年金、国民年金については、今後は財政再計算の仕組みに代わって、少なくとも5年ごとに、財政の現況及び財政均衡期間における見通し(以下、「財政の現況及び見通し」という。)の作成を行うこととなった。ここで、財政均衡期間はおおむね100年間とされている。

また、財政の現況及び見通しを作成するに当たり、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、マクロ経済スライドによる給付水準調整を開始し、この調整を行う必要がなくなったと認められるときは、終了することとされている。

なお、財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しの作成が作成されるまでの間に所得代替率(標準的な年金受給世帯(夫婦2人)における年金額の現役男子の平均手取り賃金に対する比率)が50%を下回るような給付水準となることが見込まれる場合は、マクロ経済スライドの調整の終了等の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討することとされている。

○実質的な運用利回り

名目運用利回りが名目賃金上昇率を上回る部分のことを、公的年金においては実質的な運用利回りという。

$$\text{実質的な運用利回り} = (1 + \text{名目運用利回り}) / (1 + \text{名目賃金上昇率}) - 1$$

これは、公的年金では、長期的には保険料や給付費が概ね名目賃金上昇率に応じて増減することから、実績と財政再計算結果との比較に当たり、運用利回りの実績を財政再計算が前提としている運用利回りと比較する際は、実質的な運用利回りについて行うことが適当であるためである。

なお、名目運用利回りが物価上昇率を上回る部分である実質運用利回りとは異なる指標であることに注意が必要である。

$$\text{実質運用利回り} = (1 + \text{名目運用利回り}) / (1 + \text{物価上昇率}) - 1$$

○実質的な支出

年金制度が、その本来の姿で、すなわち保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出のことである。

$$\begin{aligned}
 \text{実質的な支出} &= \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\
 &\quad + \text{制度間調整拠出金}^{\text{注}} - \text{制度間調整交付金}^{\text{注}} \\
 &\quad + \text{年金保険者拠出金} - \text{国共済組合連合会等拠出金収入} \\
 &\quad + \text{財政調整拠出金} - \text{財政調整拠出金収入} \\
 &\quad - \text{追加費用} \\
 &\quad - \text{職域等費用納付金} \\
 &= \text{基礎年金拠出金} + \text{独自給付費}
 \end{aligned}$$

なお、「実質的な支出」における「実質的な」は、制度が社会保険方式として負担するという意味の「実質的な」であって、「実質的な運用利回り」における「実質的な」とは意味が異なる。

注 制度間調整拠出金とは、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成9年4月1日廃止）に基づき、下記調整交付金に要する費用に充てるため、厚生年金、各共済組合が厚生年金の制度間調整勘定に繰り入れる又は拠出する額のことである（精算措置があるため平成11年度まで発生する。）。

また、制度間調整交付金とは、同法に基づき、厚生年金の制度間調整勘定から厚生年金、各共済年金に繰り入れられる又は交付される額のことである（精算措置があるため平成11年度まで発生する。）。

なお、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置とは、老齢・退職年金のうち制度共通部分に係る費用負担を調整するもので、平成元年の年金制度改革において、公的年金一元化が行われるまでの当面の地ならし措置として導入された。昭和59年の国家公務員共済組合法と公共企業体職員等共済組合法の統合に伴い、旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）が国共済の下に入り給付が揃えられることとなった際、国共済、日本たばこ共済、日本電電共済から国鉄共済に財政援助が行われることとなったが、この財政援助を拡大したものである。平成2年度から始まったが、平成9年度から旧三公社共済統合に伴う支援措置が始まった際に廃止となった。

○収支比率

保険料収入と運用収入の計に対する、実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）の比率である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100$$

○承継資産

旧年金福祉事業団が財政投融资制度を通じて資金を借り入れ行っていた資金運用業務を、平成 13 年度に旧年金資金運用基金（平成 18 年度より年金積立金管理運用独立行政法人）が引き継いだことに伴い、同基金が旧年金福祉事業団から承継した資産（当初約 26 兆円）のことである（財政融資資金（旧年金資金運用部）への借入金の返済義務という債務と共に引き継いでいる）。この資金運用業務は、借入金の償還が終了する平成 22 年度に終了した。

○職域等費用納付金

平成 9 年 4 月に厚生年金に統合された旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金（統合時点で受給権が発生しているものに限る。）は、統合前の国家公務員等共済組合法による職域年金部分及び恩給公務員期間等に係る部分も含めて厚生年金が引き継いで支給するものとされているが、このうち職域年金部分及び恩給公務員期間等に係る部分の給付に要する費用に充てる分として、旧三公社共済の存続組合が厚生年金に納付する額のことである。

○職域年金部分、職域部分

現行制度における共済年金の報酬比例部分の額は、厚生年金の給付乗率と同じ給付乗率で計算される額（厚生年金相当部分）に、別に定められた給付乗率を用いて計算される額を加算したものであるが、その加算額のことである。

このような形となったのは、昭和 61 年 4 月の基礎年金導入以後である。基礎年金導入に伴い、それまでの共済年金は、基礎年金の上乗せ分として報酬比例年金を給付する新共済年金に改められたが、その報酬比例年金については、厚生年金と同じ年金額計算式からなる分に職域年金分が加算される仕組みとなった。厚生年金と同じ算式による厚生年金相当分を 2 階部分、さらにその上乗せである職域年金部分を 3 階部分ということがある。職域年金部分があるのは、元来、共済年金は、公的年金としての性格を有すると同時に、公務員制度等の一環としての年金制度という性格を有していることによる。なお、職域等費用納付金の額の計算の際に行われているように、旧共済年金についても、所定の方法で厚生年金相当分と職域部分に分けて取り扱う場合がある。

なお、職域部分については、平成 24(2012)年 11 月の国家公務員共済組合法等の一部改正により公的年金としては廃止することとなった。

【退職共済年金における厚生年金相当部分と職域年金部分の給付乗率】 (千分比)

適用する 組合員期 間 ^{注2}	平成12年改正（5%適正化）後の 年金額計算用			平成12年改正前の従前額計算用 （従前額保障の仕組がある）		
	厚生年金 相当部分	職域年金部分		厚生年金 相当部分	職域年金部分	
		組合員期 間が20年 以上の者	組合員期 間が1年 以上20年 未満の者		組合員期 間が20年 以上の者	組合員期 間が1年 以上20年 未満の者
平成15年 3月以前	9.5 ^{注1} ） 7.125	0.475 ） 1.425	0.238 ） 0.713	10.00 ） 7.5	0.5 ） 1.50	0.25 ） 0.75
平成15年 4月以後	7.308 ） 5.481	0.365 ） 1.096	0.183 ） 0.548	7.692 ） 5.769	0.385 ） 1.154	0.192 ） 0.577

注1 生年月日に応じて異なる。

注2 平成15年4月の総報酬制導入に伴い、年金額は組合員期間を標準報酬月額を用いる15年3月以前の期間と賞与を含んだ標準報酬を用いる15年4月以後の期間とに分けて計算される。

○政府負担金

昭和60年改正以降、厚生年金基金が代行給付を支給するにあたり、免除保険料でその財源が手当てされなかった部分に関し、経過的な財源調整措置として、給付時に政府が負担することとなった額のことである。

老齢厚生年金の給付乗率は生年月日及び加入期間の区分に応じて定められているが、免除保険料の算定基礎となる給付の範囲は、昭和60年度以前の期間は8/1000、昭和61年度から平成14年度までの期間は7.5/1000、平成15年度から16年度までの期間は5.769/1000、平成17年度以降の期間は5.481/1000が基準となっている。このため、生年月日等に応じて定められている代行給付の給付乗率のうち免除保険料で賄えない部分の費用について、政府が年金特別会計厚生年金勘定から政府負担金を交付することによって、財源を手当てすることになっている。

[「代行部分」、「免除保険料」の項を参照。]

○総合費用率

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）の標準報酬総額に対する比率である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当することから、純賦課保険料率と言われることもある。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

なお、自営業者等を対象とする国民年金については、標準報酬という概念がないことから、総合費用率は定義されない。

○第一種被保険者、第二種被保険者

厚生年金における被保険者の種類区分の一つ。第一種から第四種被保険者と船員任意継続被保険者がある。船員と坑内員が第三種被保険者、任意継続被保険者が第四種被保険者であり、第三種被保険者、第四種被保険者および船員任意継続被保険者以外の被保険者のうち、男子の被保険者を第一種被保険者、女子の被保険者を第二種被保険者という。

○代行部分

老齢厚生年金（報酬比例部分）の給付のうち、厚生年金基金が国に代わって支給する部分（物価水準の変動に対応した給付改善分（スライド部分）と過去の賃金水準を現在の水準に見直すことによる給付改善分（再評価部分）を除いた部分）のことである。

[「免除保険料」、「政府負担金」の項を参照。]

○単年度収支状況

年金数理部会が公的年金各制度から報告を受けた財政収支状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したものである。

単年度収支状況の作成においては、

- ①単年度の収入総額は、「運用収入」、厚生年金及び国民年金勘定の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いて算出
- ②単年度の支出総額は、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券売却損等」を「その他」から除いて算出
- ③運用損益分を除いた単年度収支残は、単年度の収入総額と支出総額の差としている。

○追加費用

国共済と地共済の制度発足（それぞれ昭和34年、同37年）前の恩給公務員期間等に係る給付費について、国及び地方公共団体等が当時の事業主として負担している費用のことである。整理資源ということもある。

現行の国共済、地共済制度の発足までは、これらの費用については、恩給公務員期間は全額を、旧令共済期間については後発債務部分を、国や地方公共団体等が負担していた。国共済、地共済制度の発足に際して、これらの期間相当分の給付についても新しい制度の給付と通算して給付することとされたが、その費用負担としては、これらの期間の雇用主であった国・地方公共団体等が、将来における給付発生の都度支払う方法が採られた。このため、現在も毎年度、国又は地方公共団体等が当該給付分を追加費用として負担している。

○通老・通退相当

「老齢・退年相当と通老・通退相当」の項を参照。

○積立金相当額納付金

平成9年4月の旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧三公社共済の存続組合が分割して行っている納付金と、平成14年4月の旧農林年金の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧農林年金の存続組合が納付した概算納付金及び精算納付金のことである。

なお、旧日本電信電話共済は平成18年度が分割の最終年度であった上、旧日本鉄道共済が平成18年度に残額を一括納付したことにより、平成18年度をもって積立金相当額納付金の支払は全て完了した。

○積立度合

前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを示す指標である。

$$\text{積立度合} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} + \text{追加費用}}$$

○積立比率

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する前年度末に保有する積立金の比率である。前年度末の積立金が、当年度の実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分の何年分に相当するかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

○独自給付費

実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したもののことである。実質的な支出から制度横断的に給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に係る負担（基礎年金拠出金）を除外したものである。

$$\text{独自給付費} = \text{実質的な支出} - \text{基礎年金拠出金}$$

○独自給付費用率

独自給付費のうち保険料収入・運用収入によって賄う部分（すなわち独自給付費から国庫・公経済が負担する部分を除いたもの）の標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$\left(\begin{array}{l} \text{国庫・公経済} \\ \text{負担分除く} \end{array} \right)$

○特別国庫負担

本文「図表 2-1-18」の特別国庫負担など、基礎年金拠出金を算定する際に基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計から控除する額のことを特別国庫負担と呼ぶ（基

礎年金拠出金の2分の1（従来は3分の1であったが平成16年度から段階的に上げられ平成21年度に2分の1となった）に相当する額に係る国庫負担は、ここには含まれない。）。国民年金の保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費に関する国庫負担、旧国民年金法の老齢年金の嵩上げ加算分や5年年金の給付費に関する国庫負担など、基礎年金給付費又は基礎年金相当給付費に含まれる費用に関する国庫負担のことである。

なお、このほかに、国民年金の付加年金に係る給付費や被用者年金の昭和36年4月前期間に係る給付費など、基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費に該当しない給付費に関する国庫負担もある。

〔⇒用語解説参考図表3 国庫が負担する費用一覧 参照〕

○特別支給の老齢・退職年金

昭和60年の制度改正により、老齢・退職年金の支給は原則65歳からになったが、旧制度から新制度に移行する間、経過的に60～64歳の間に支給される、いわゆる「60歳代前半の老齢厚生年金・退職共済年金」のことである。65歳以降支給される「本来支給」に対して、「特別支給」として区別される。特別支給の老齢・退職年金は、加入期間に応じて計算される「定額部分」、平均標準報酬額と加入期間に応じて計算される「報酬比例部分」、「加給年金^注」で構成される。

特別支給の老齢・退職年金は、定額部分の支給開始年齢が平成13年度から、報酬比例部分の支給開始年齢が平成25年度から、それぞれ生年月日に応じて61歳から64歳に段階的に引き上げられ、最終的には65歳支給開始の本来支給の年金のみとなる。なお、厚生年金のうち女性についてはそれぞれ5年遅れで引き上げられる。

〔⇒用語解説参考図表4 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢 参照〕

注 加入期間が20年（中高齢の特例の場合15～19年）以上ある年金の場合、生計を維持されている65歳未満の配偶者または18歳未満（18歳の誕生日の属する年度末まで）の子、20歳未満で1級・2級の障害の子がいるときに加算される年金額。

○独立行政法人福祉医療機構納付金

旧年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を平成18年度以降は独立行政法人福祉医療機構が承継しており、当該業務で回収された回収金が年金特別会計へ納付されたもの。

注 平成17年度末に旧年金資金運用基金が解散したことに伴い、年金住宅等融資事業等に係る財政融資資金からの長期借入金の繰上償還を行うなど、事業の廃止に必要となる費用等を平成17年度に厚生年金、国民年金から支出した（財政融資資金繰上償還等資金財源）ため、平成18年度以降は、回収金が厚生年金、国民年金の収入として計上される。

なお、平成18年度については、「旧年金資金運用基金の解散に伴い年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入」（年金資金運用基金資産承継収入）という名称で、それぞれの会計に計上された。

○年金種別費用率

実質的な支出の中で自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額の、標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{老齢費用率} = \frac{(\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}) \text{のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{障害費用率} = \frac{(\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}) \text{のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{(\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}) \text{のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

（注：各種拠出金は、老齢給付・障害給付・遺族給付のいずれにも含まれない）

年金制度の成熟の度合を示す指標である年金扶養比率を見る際に、遺族年金や障害年金を受給している人数が含まれていないことから、年金扶養比率を補完する指標として平成15年度より導入された指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

$$\text{総合費用率} = \text{老齢費用率} + \text{障害費用率} + \text{遺族費用率} + \text{その他（拠出金）の費用率}$$

○年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者（受給権者のうち、全額支給停止されていない者）について、その時点で裁定済の受給権ベースの年金額（年額）を総和したものである。したがって、受給者の年金総額には一部支給停止されている金額も含んで表章している。受給権者の年金総額と受給者の年金総額との差は全額停止された年金額の総和である。

なお、これは、受給者に実際に支給される年金の給付に要する費用を財政収支の支出項目として捉えた給付費とは別の概念であり、その差は、上で述べた一部支給停止額や各年度内での新規裁定や失権といった支給状況の違いにより発生する。

○年金扶養比率

被保険者数と老齢・退年相当の受給権者数の比率である。1人の老齢・退年相当の受給権者を、何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者（組合員・加入者）数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

〔保険に係る年金扶養比率 参照〕

○年金保険者拠出金

「国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金」の項を参照。

○平均年金月額

年金総額を受給権者数（または受給者数）で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。（厚生年金においては、基金代行分が含まれている。）

ここで、各制度における年金総額は、当該制度から給付される旧法及び新法・特別支給の定額部分（1階部分）を含んでいるが、国民年金（基礎年金勘定）から給付される基礎年金分は含んでいない。そこで、1階部分を含めた年金の水準をみるため、「年金総額」に「当該受給権者（受給者）のうち基礎年金対象者に係る基礎年金の年金総額（推計値）^注」を加えた額を分子として用いた「基礎年金を含む平均年金月額」を算出している。

注 基礎年金の年金総額（推計値）は、当該制度の加入期間に限定した分ではなく、全期間に係る基礎年金額全体を計上している。

○報酬、賞与、総報酬

●報酬・賞与

被用者年金制度で、保険料や給付算定の基礎となるもの。

「報酬」は、賃金、給料、俸給、手当等、被保険者が労働の対償として受け取るものすべてを含むが、そのうち臨時に受け取るもの及び3月を超える期間ごとに受け取る「賞与」は含まれない。なお、地共済では、報酬の代わりに給料が使われている。これは各地方公共団体等が定めた給料表によるものであり、報酬には含まれる各種の手当ては含まれていない（このため、給料にかかる保険料率は標準報酬ベースの料率に一定割合（1.25）を乗じて調整し、平均給与月額算定の際には給料に一定割合（1.25）を乗じて調整している。*参照）。私学共済では給与と称しているが、報酬と同じ概念である。

「賞与」は、被保険者が労働の対償として受けるすべてのもののうち3月を超える期間ごとに受け取るものをいう。

公的年金制度では、平成14年度までは、標準報酬月額ベースだったが、平成15年度からは賞与も含めた総報酬ベースとなっている。

公的年金制度での報酬等

厚生年金	国共済	地共済	私学共済
報酬	報酬	給料 *	給与
賞与	期末手当等	期末手当等	賞与

●標準報酬月額・標準賞与額

標準報酬月額は、被保険者の報酬月額をいくつかの階級に当てはめたものであり、現在、第1級（9.8万円）～第30級（62万円）の30区分である。また、標準賞与額は、賞与の千円未満の端数を切り捨て、150万円が上限である。保険料は、これ

らの額に保険料率を乗じて徴収される。

標準報酬月額と標準賞与額を合わせたものが標準報酬(総報酬)。年度間累計値や、それを12で割ったもの(総報酬ベース・月額)が使われる。

年金額の算定では、全被保険者期間の標準報酬月額と標準賞与額に賃金スライドや物価スライドを含めた再評価が考慮された、「平均標準報酬額」が用いられる。なお、平成14年度までの期間については「平均標準報酬月額」が用いられ、年金額はその前後の期間で別々に計算され、合算される。また、平成15年度から総報酬制になったが、本報告では、過去からの推移をみるため、標準報酬月額ベース(〈 〉書き)と総報酬ベースの両方を合わせて表示している。

* 地共済では、報酬の代わりに手当を含まない給料を使用しているが、給付ではその元となる平均給料月額として給料の1.25倍に賞与を加えスライド等の再評価を加えたものを使用し、給料に係る保険料率は手当を含んでいない分高く設定されている。なお、この1.25という数値は、諸手当の割合を考慮して、地共済法施行令(第23条第1項)及び同施行規則(第2条の3)で定められている。

また、他制度と比較するため、地共済の数値については、給料×1.25を標準報酬月額とし、保険料率は給料に係る料率を1.25分の1に換算して使用している。

○保険に係る年金扶養比率

年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除した換算値である。ここで、支出額とは

支出額＝給付費＋基礎年金拠出金－基礎年金交付金
のことである。

$$\text{保険に係る年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left(\frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right)}$$

国共済、地共済においては、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことにより、制度発足当初から年金受給者が多く発生する仕組みとなっている。そのため、年金扶養比率が低くなる。この影響を除いて保険制度としての年金扶養比率をみるため、恩給公務員期間等に係る給付費用である「追加費用」を用いて換算したものである。

【参考】

国共済の年金扶養比率

区分	平成7	12	17	22	23	24	25
年金扶養比率	1.99	1.89	1.71	1.53	1.52	1.50	1.52
保険に係る 年金扶養比率	3.15	2.73	2.26	1.92	1.88	1.78	1.77

地共済の年金扶養比率

区分	平成7	12	17	22	23	24	25
年金扶養比率	2.64	2.32	1.95	1.53	1.47	1.43	1.43
保険に係る 年金扶養比率	4.30	3.41	2.55	1.92	1.82	1.69	1.64

○保険料水準固定方式

保険料（率）の引上げ過程及び最終保険料率をあらかじめ決めてしまい、それによる収入の範囲内で財政の均衡が図られるよう給付を調整することにより財政計画を立てること。厚生年金、国民年金について平成16年改正で、給付水準を調整するマクロ経済スライドとともに導入された。なお、厚生年金、国民年金について平成16年の制度改正までは、給付が先に決まり、財政の均衡を保つよう必要な保険料率が後から定まる方式がとられていた。

○保険料比率

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する保険料収入の比率であり、保険料の収入が、必要となる額の何%であるかを示すもの。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}} \times 100$$

○マクロ経済スライド

社会全体の年金制度を支える力の変化と平均余命の延びに伴う給付費の増加というマクロでみた負担能力と給付の規模の変動に応じて給付水準を調整する仕組みである。公的年金の年金額は、被用者年金制度全体の手取り賃金の伸びや物価の変動を考慮して改定が行われるが、その改定の一部を、スライド調整率（注）を基として調整するもの。マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間（以後、調整期間という。）、行われる。共済年金も厚生年金と同じ期間同じ調整が行われる。

注 スライド調整率は、「公的年金の被保険者数の減少率の実績（3年平均）」と「平均余命の延びを勘案して設定した一定率（0.3%）」との合計で設定される。

なお、マクロ経済スライドによる給付水準調整は、このスライド調整率を指標として行われるが、

- ・賃金水準や物価水準が低下した場合には、給付水準調整を行わないこと
- ・賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を適用すると年金の改定率がマイナスとなる場合は、年金の名目額を引き下げることはしないこととされている。

○みなし基礎年金給付費〔＝基礎年金相当給付費〕

「基礎年金相当給付費」の項を参照。

○免除保険料

厚生年金基金が代行給付を支給するために、基金に加入する事業主が厚生年金保険料のうち国へ納付することを免除される保険料のことである。免除保険料は、2.4%から5.0%の範囲で厚生労働大臣が厚生年金基金ごとに決定する免除保険料率により決定される。なお、国民年金の保険料の免除とは異なる。

〔「代行部分」、「政府負担金」の項を参照。〕

○有限均衡方式

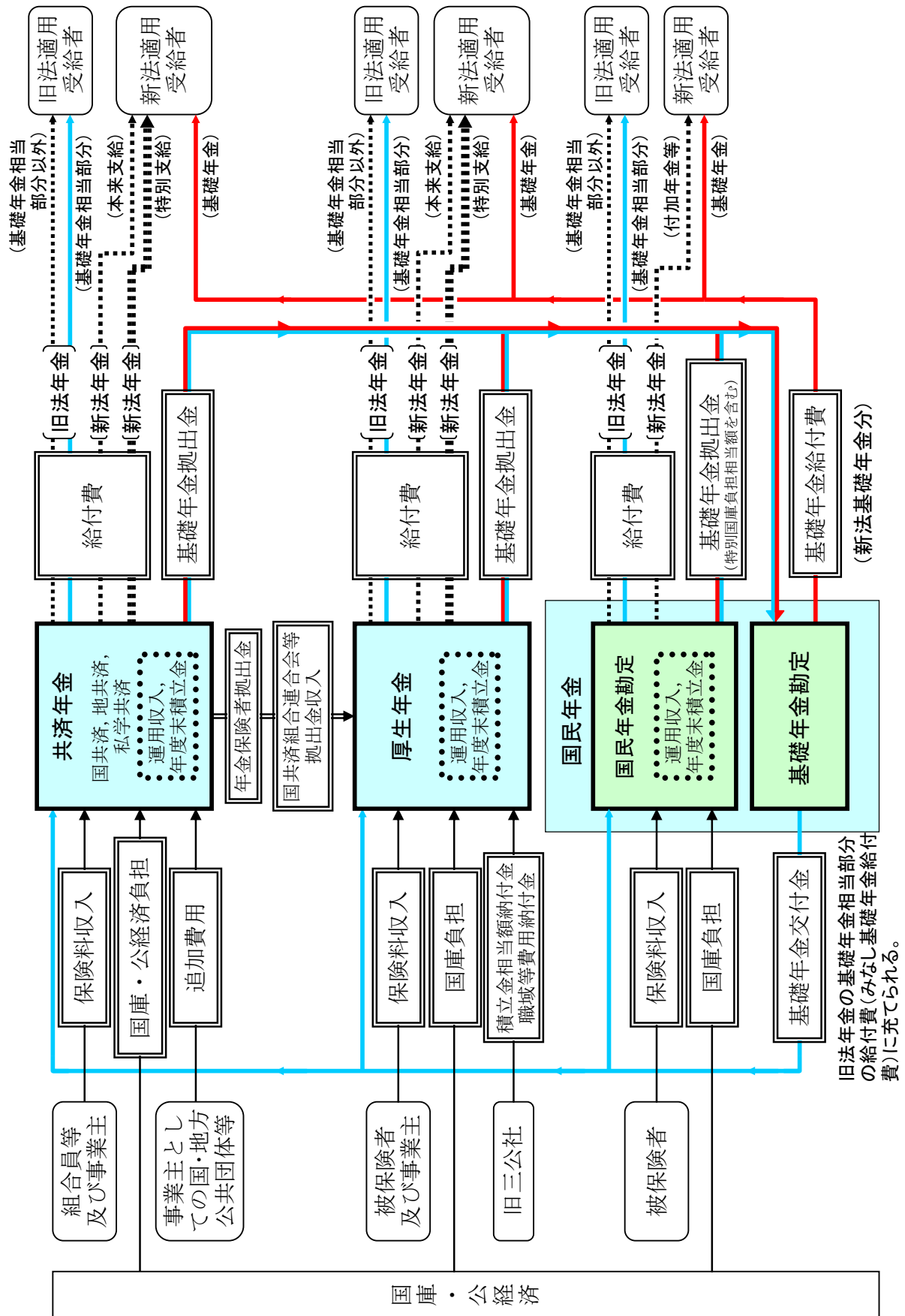
年金の財政が一定期間で均衡するように、保険料（率）や給付水準等を決めて財政計画を策定する方法。平成16年の制度改正で導入された。なお、平成16年の制度改正までは、将来にわたるすべての期間で収支の均衡が図られるように財政計画を策定する方法（永久均衡方式）がとられていた。

○老齢・退年相当と通老・通退相当

老齢・退年相当とは、当該制度の加入期間が25年以上（経過的期間短縮を受けているものを含む。）の新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の老齢年金及び退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

通老・通退相当とは、当該制度の被保険者期間が老齢・退年相当に満たない新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の通算老齢年金及び通算退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

用語解説参考図表 1 公的年金の財政収支（概念図）



[⇒ 「基礎年金拠出金」、「基礎年金交付金」、「基礎年金給付費」の項を参照。]

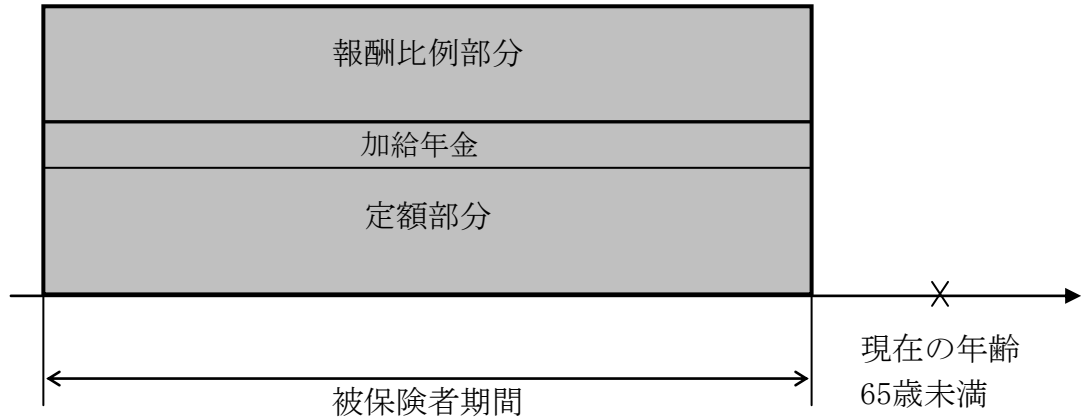
用語解説参考図表 2 被用者年金の給付構造 (老齢・退職年金の場合)

1 新法年金

・原則、昭和61年4月1日時点で60歳未満の者(大正15年4月2日以降生まれ)の老齢・退職年金

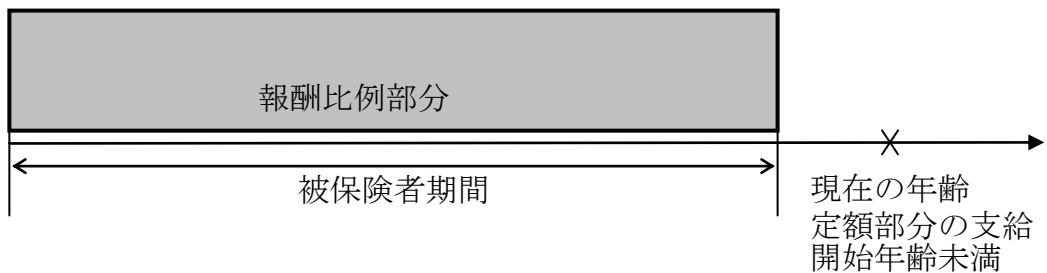
(1) 65歳未満の者 特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金

被用者年金の額(網掛け部分)

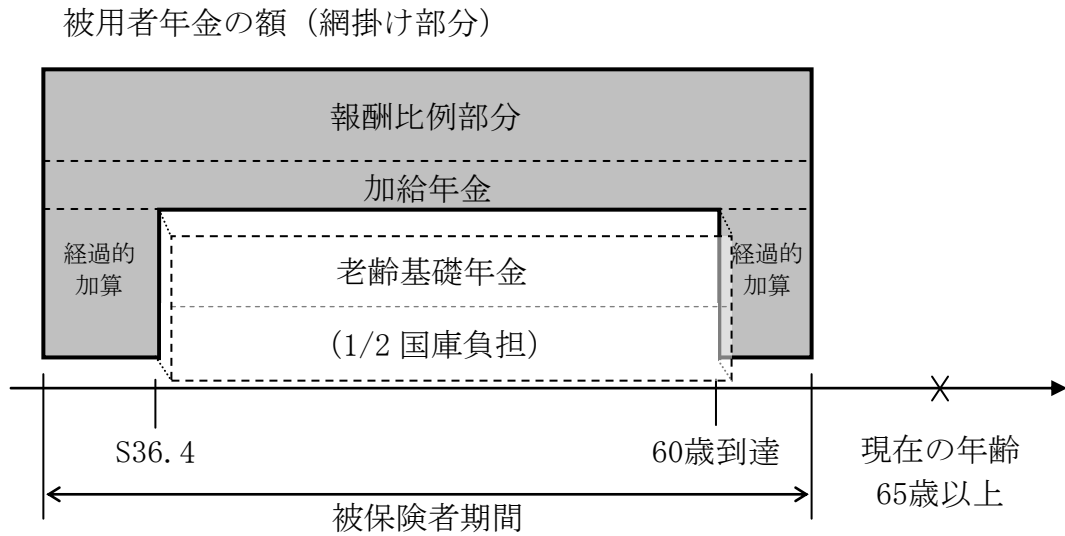


- 平成13年度末時点(厚生年金の女性は18年度末時点)で60歳の者から、定額部分・加給年金の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられており、定額部分の支給開始年齢に到達するまでの間、定額部分・加給年金は支給されない。

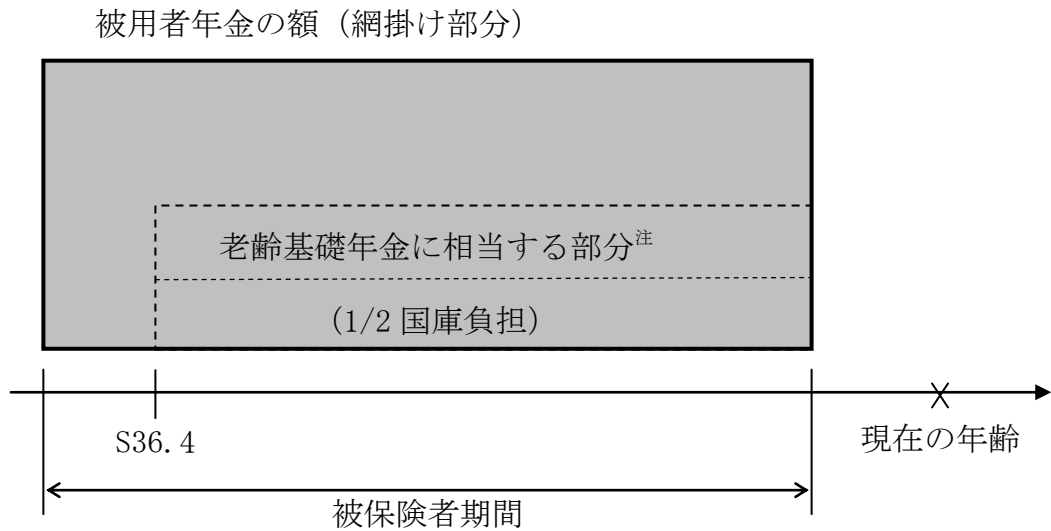
被用者年金の額(網掛け部分)



(2) 65歳以上の者 老齢厚生年金・退職共済年金と老齢基礎年金



2 旧法年金（旧厚生年金の老齢年金、旧共済年金の退職年金）



注 65歳以降支給分の場合である。

[⇒「給付費」の項を参照。]

用語解説参考図表3 国庫が負担する費用一覧（国民年金及び厚生年金の場合）

1 いわゆる2分の1国庫負担が対象とする費用

○基礎年金の給付に要する費用^{※1、※2}のうち、被用者年金制度が負担する部分以外の分の1/2^{※3} [国民年金法（以下特に断りがない限り国民年金法を指す）第85条第1項第1号、平16附則第13条第7項及び第14条の2]

○基礎年金の給付に要する費用^{※1、※2}のうち、被用者年金制度が負担する部分（国民年金への基礎年金拠出金として負担）の1/2^{※3} [厚生年金保険法第80条第1号、第94条の2第1項、平16附則第32条第5項及び第32条の2]

※1 基礎年金の給付に要する費用とみなされる給付費（基礎年金相当給付費）を含む。

・旧法国民年金の給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭60附則第35条第4項）

・旧法厚生年金による給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭60附則第35条第3項）

※2 ただし、次の2で●を付した費用の額は、別途国庫負担の対象となることから、ここからは除かれる。[第85条第1項第1号、昭60附則第34条第2項]

※3 平成16年年金制度改正により段階的に引き上げられた。

2 2分の1国庫負担以外の国庫負担が対象とする費用

（基礎年金関連）

- 保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の全額 [平16附則第14条第2項]
- 保険料3/4免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の3/5[※] [平16附則第14条第2項]
- 保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の1/3[※] [平16附則第14条第2項]
- 保険料1/4免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の1/7[※] [平16附則第14条第2項]
- 20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の20/100^{※2} [第85条第1項第3号、平16年附則第13条第7項及び第14条の2]
- 旧障害福祉年金が裁定替えされた障害基礎年金及び旧母子福祉年金等が裁定替えされた遺族基礎年金の給付費の政令で定める割合（20/100^{※2}） [昭60附則第34条第1項第2号]
- 老齢基礎年金の給付費のうち、老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭60附則第34条第1項第3号]

※ 平成21年度以降の免除期間に係る給付費についてである。基礎年金拠出金の国庫負担割合は従来3分の1であったが、その免除期間に係る給付費についてはそれぞれ1/2（保険料3/4免除期間）、1/4（保険料半額免除期間）、1/10（保険料1/4免除期間）となっている。

※2 平成17年度までは40/100、平成18年度は38/100、平成19・20年度は37/100。

（新法国民年金）

○付加年金等の給付費の1/4 [昭60附則第34条第1項第1号]

（旧法国民年金）

- 旧法国民年金の給付費で免除期間に係る部分の全額 [昭60附則第34条第1項第4号]
- 老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭60附則第34条第1項第5号]

- 嵩上げ加算分の1/4相当分 [昭60附則第34条第1項第5号]
- 5年年金の給付費の1/8 [昭60附則第34条第1項第7号]
- 昭48附則第12条第2項で計算される老齢年金、10年年金に係る通算老齢年金の差額分の1/4 [昭60附則第34条第1項第8号]
- 付加保険料納付済期間に係る老齢年金及び通算老齢年金の給付費の1/4 [昭60附則第34条第1項第6号]
- 老齢福祉年金の給付費の全額 [昭60附則第34条第1項第9号]

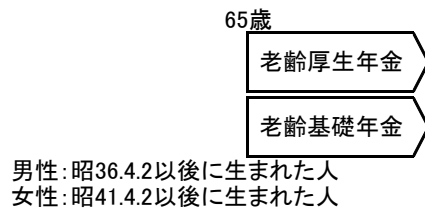
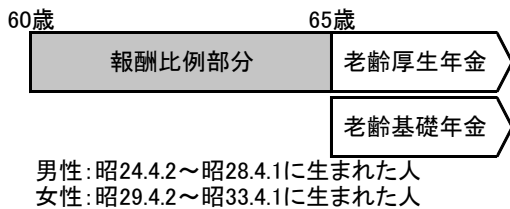
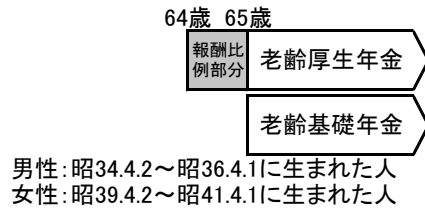
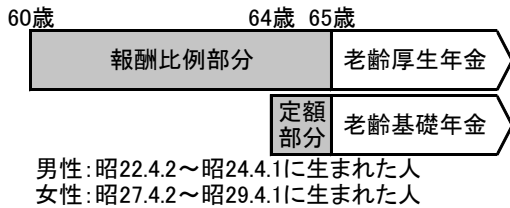
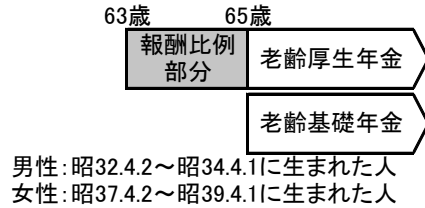
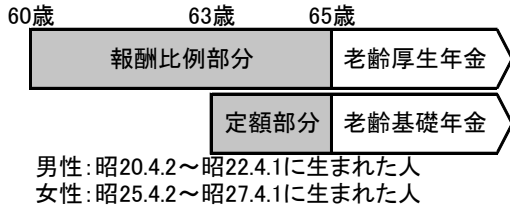
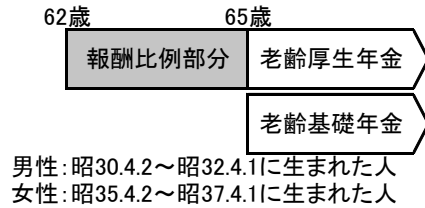
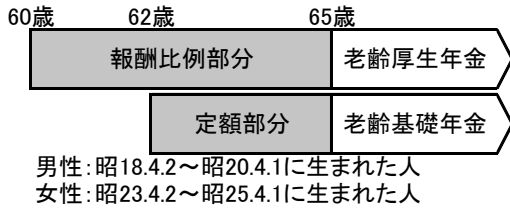
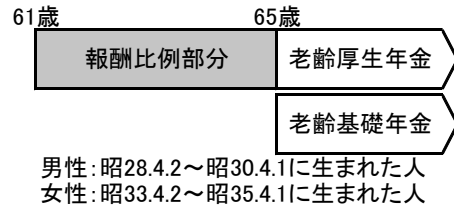
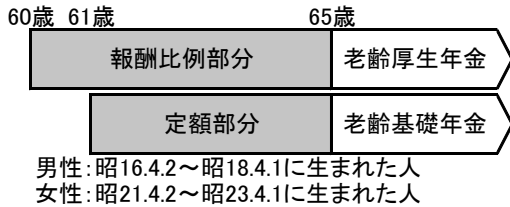
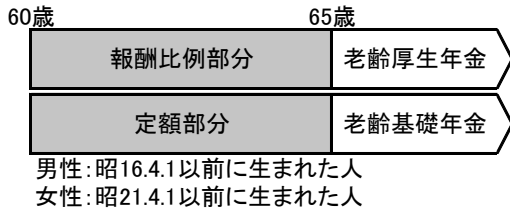
(旧法厚生年金)

- 昭和36年4月1日前の期間に係る給付費のうち20/100(第3種被保険者期間については25/100) [昭60附則第79条第1号]
 - (注) 国共済・地共済は15.85%、私学共済・旧農林年金は19.82%
- 旧厚生年金保険の老齢年金の給付費のうち、旧国民年金の老齢年金の嵩上げに相当する部分の1/4 [昭60附則第79条第2号]

用語解説参考図表 4 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

1 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ

[網掛け部分 特別支給の老齢厚生年金]



注1 特別支給の老齢厚生年金の定額部分には加給年金も含まれる。

注2 退職共済年金の場合、支給開始年齢は男女同じで、女性も上の男性の生年月日区分に応じた支給開始年齢となる。

2 定額部分の支給開始年齢の引上げ年度

定額部分の 支給開始年齢	厚生年金(男性) 共済年金(男性・女性)	厚生年金(女性)
61歳	平成13年度	平成18年度
62歳	平成16年度	平成21年度
63歳	平成19年度	平成24年度
64歳	平成22年度	平成27年度
65歳	平成25年度	平成30年度

注 各支給開始年齢に引き上げられる年度である。

3 報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ年度

報酬比例部分の 支給開始年齢	厚生年金(男性) 共済年金(男性・女性)	厚生年金(女性)
61歳	平成25年度	平成30年度
62歳	平成28年度	平成33年度
63歳	平成31年度	平成36年度
64歳	平成34年度	平成39年度
65歳	平成37年度	平成42年度

注 各支給開始年齢に引き上げられる年度である。

[⇒「特別支給の老齢・退職年金」の項を参照。]